

---

---

# 基本構想実施計画（平成26年度～平成28年度）素案

## 《福祉・健康／まちづくり・環境分野》

---

---

### 目次

#### 福祉・健康

高齢者福祉	1
障害者福祉	9
生活福祉	16
健康づくり	21
生活衛生環境	27

#### まちづくり・環境

住環境	34
環境保護	39
災害対策	44
防犯・安全対策	50



# 福祉・健康

## 2-1 高齢者福祉

### 1 将来像

#### 歳を重ねても、いきいきと自分らしく暮らせるまち

高齢者一人ひとりがいつまでも、住み慣れた地域で、自立した暮らしができるよう、自助・互助・共助・公助の組み合わせによって、地域全体で支え、安心して暮らせる居住空間の整備やさまざまなバリアフリー化、活躍できる場づくりなどの高齢者福祉施策の向上を図り、生涯にわたって、いきいきと、その人らしい生活が送れるまちを目指します。

### 2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

区の人口全体に占める65歳以上の高齢者人口の割合は、平成25年10月現在で\*\*.\*% (\*\*,\*\*\*人)です。今後10年間で、65歳以上の高齢者は約3,800人の増加が見込まれていますが、いわゆる団塊の世代が75歳に到達することにより、65歳から74歳の高齢者が約1,400人減少し、75歳以上の高齢者は約5,200人増加すると予想され、後期高齢者の占める割合が一層高くなります。

また、一人暮らし高齢者の世帯の増加が予想されています。

今後さらに高齢化が進んでも、住み慣れた地域でいつまでも安心して自立した暮らしができるよう、「\*地域包括ケアシステム」を推進していきます。

そのため、地域包括ケアシステムの拠点となる、高齢者あんしん相談センターの体制を強化し、相談支援等の充実を進めていきます。

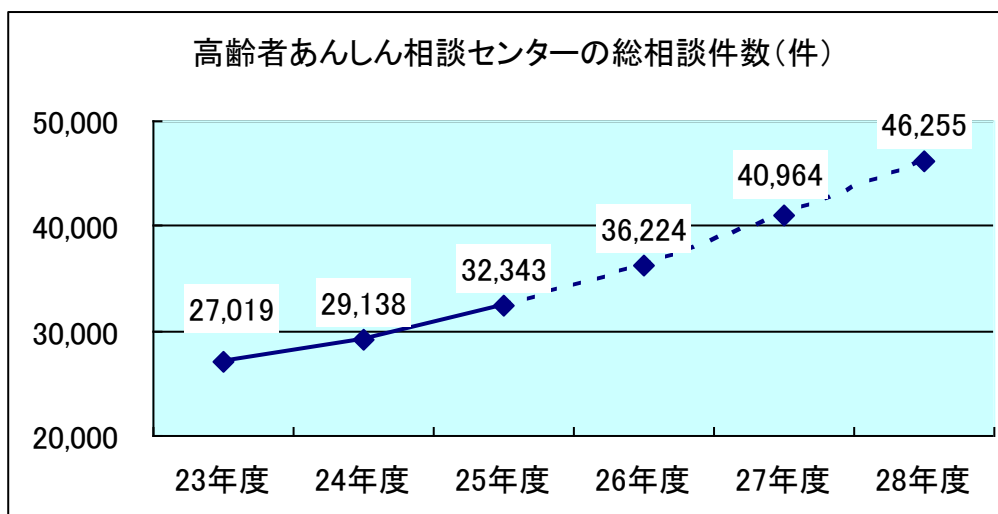
また、要介護状態に陥らないように介護予防に取り組むとともに、小規模多機能型居宅介護施設・認知症グループホーム等のサービス基盤を整備していきます。

さらに、高齢者の知識や経験を活かした地域での活動を促し、高齢者の生きがいづくりを支援するとともに、元気な高齢世代がボランティア活動の担い手となることによって、高齢者等を支援する仕組みの充実を図ります。

\*地域包括ケアシステム 高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されるシステム

### 3 今後3か年の進行を管理する主な指標

#### (1) 地域包括ケアの推進



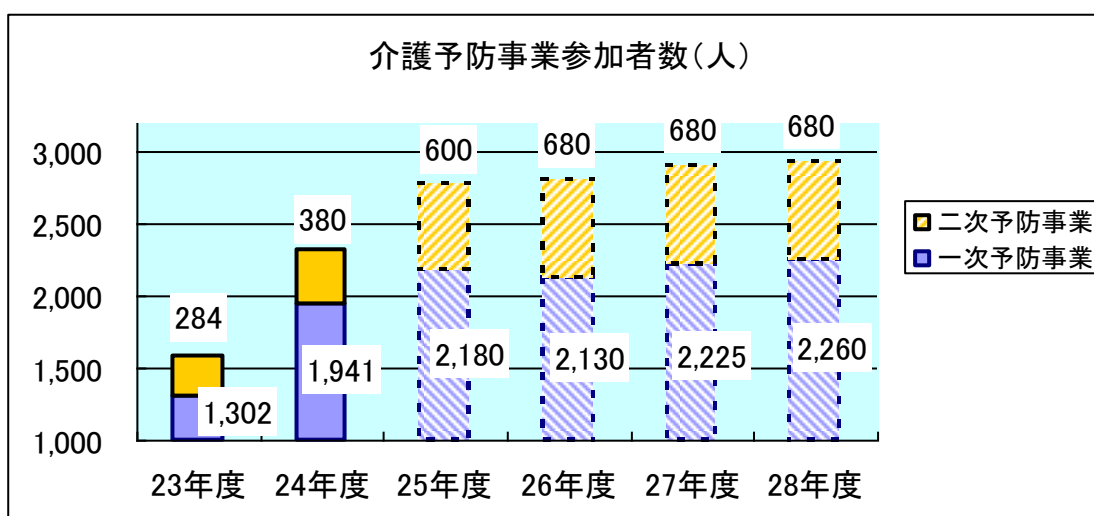
#### 【指標の内容、設定理由・根拠】

高齢期になっても、可能な限り健康で自立した生活を送り、介護が必要になっても住み慣れた地域や自宅で生活が続けることができるための支援が求められます。

そこで、高齢者あんしん相談センターが、介護や介護予防などの相談窓口として、より一層地域に定着するとともに、地域の関係機関等と連携して生活を支えていくための地域拠点となっていくことが大切です。

過去の相談実績と高齢者あんしん相談センターの分室設置の効果を勘案し、センターが受ける相談件数が毎年12~13%ずつ増加することを目指します。

#### (2) 介護予防の促進



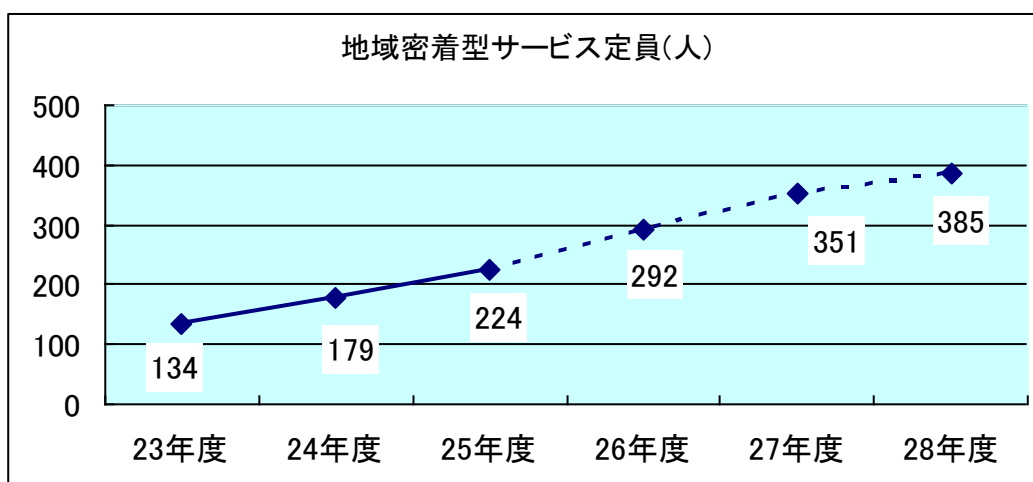
### 【指標の内容、設定理由・根拠】

要介護状態にならないように、介護予防の必要性の高い二次予防事業対象者及び一次予防事業対象者に対して介護予防事業を展開します。

高齢者が介護予防の必要性を認識し、自ら介護予防事業に参加することが重要であることから、その参加者数を指標とします。

二次予防事業については、参加者が定員を満たすよう事業内容等を検討しながら実施し、一次予防事業については、介護予防体操の地域会場を増設し、身近なところで運動継続の機会を増やしていきます。

### (3) 住み慣れた地域での生活継続の支援



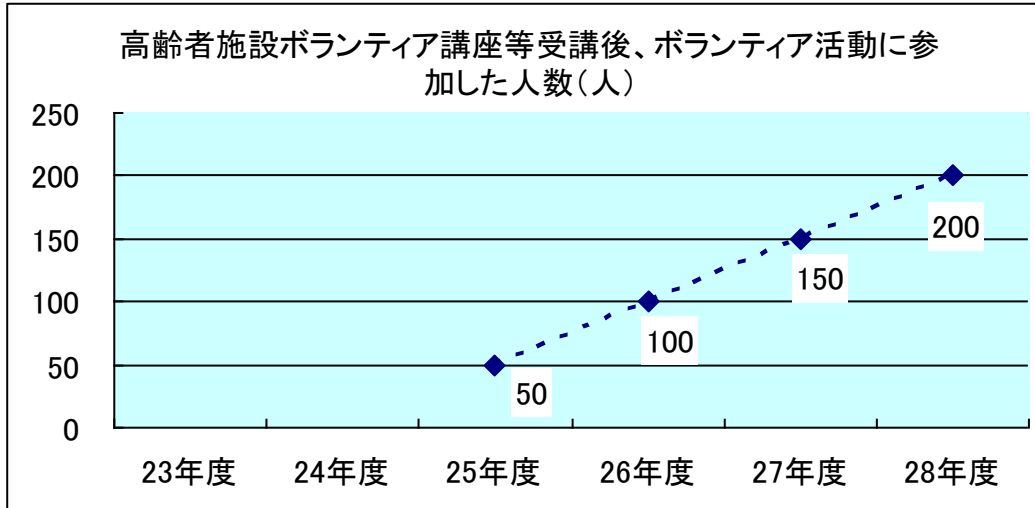
### 【指標の内容、設定理由・根拠】

今後、高齢化が進む中で、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で日常生活を継続できるよう、支援していく必要があります。

地域密着型サービスは、その地域での生活を 24 時間体制で支えるためのサービスを提供するもので、小規模多機能型居宅介護を提供する施設（小規模多機能型居宅介護拠点）及び認知症対応型共同生活介護を提供する施設（認知症高齢者グループホーム）並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護の定員を指標とし、「地域福祉保健計画」に基づき、整備を進めます。

今後、公有地の活用も図りながら「地域福祉保健計画」に基づいた整備を目指します。

(4) ミドル・シニア（概ね 50 歳以上）の社会参加の促進



【指標の内容、設定理由・根拠】

本講座は、ボランティア活動に関心のあるミドル・シニアに対して、ボランティアの需要が高い高齢者施設でのボランティア活動に必要な知識・技術・心構え等に関する講座を実施し、実際の活動につなげることにより、ミドル・シニアの地域社会参加を促進するものです。

本講座は、受講後に実際に高齢者施設においてボランティア活動を行うことによるミドル・シニアの社会参加を目的としており、ボランティア参加者数を指標として設定します。

また、類似講座の受講生が高齢者施設のボランティアとして活動することを支援し、上記講座の受講生と併せて活動参加者数の増加を目指します。

平成 24 年度から実施する高齢者施設ボランティア講座は、年間 50 人程度の受講者を予定し、40 人がボランティア活動に参加することを目指します。

その他の講座受講から、毎年 10 人が高齢者施設のボランティアに参加することを目指します。

#### 4 将来像の実現に向けた今後3か年の計画事業

区分	事業名	事業概要	所管部
	シルバーお助け隊事業補助	高齢者の日常生活におけるちょっとした困りごと（高所の電球交換や病気時の買い物など）を解決するため、シルバー人材センター会員を派遣する事業に対し、利用者の負担を軽減するため補助する。	福祉部
レ	民間事業者による高齢者施設の整備	施設と在宅の両面で、介護を必要とする高齢者の支援を拡充するため、民間事業者主体による特別養護老人ホーム及びビョーステイ(短期入所生活介護)施設等の高齢者施設を整備する。	福祉部
	介護保険サービスの充実	高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができるよう、介護保険サービスの充実をはかり、各々の身体の状態に応じて提供していく。	福祉部
レ	地域密着型サービス施設の整備	介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業のうち、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護を提供する施設等及び定期巡回・随時対応訪問介護看護を提供するサービスの整備に係る費用の一部を補助することにより、整備を促進する。	福祉部
	ミドル・シニア講座	ミドル・シニア層(概ね50歳以上)の区民に対し、これまでの経験や知識を生かした地域における社会参加を促進し、生きがいの増進を図るため、参加者が退職後の生活設計を考える際に有効な視点となる講演会やシンポジウムを開催する。 また、同時に、参加者同士の交流の機会となるよう、ワールドカフェ(参加者会議)やワークショップ(参加体験型グループ学習)等の手法を組み入れて、講座を実施する。	福祉部

	高齢者施設ボランティア講座	高齢者福祉に関心があるミドル・シニア層(概ね50歳以上)の区民に対し、社会参加と生きがいの増進を図るため、ボランティア活動に必要な心得や基本的な介助技術等に関する講座を開催する。また、講座修了後のボランティア活動のコーディネートを行うことで、参加者の円滑なボランティア活動を促すとともに、高齢者施設におけるボランティア需要の充足を図る。	福祉部
レ	ふれあいいきいきサロンへの助成	社会福祉協議会が実施する、ふれあいいきいきサロン活動事業を支援し、高齢者、障害者、子育て中の親等が地域での交流を深めることで支え合いにつなげる。	福祉部
レ	介護予防が推進される地域づくり	高齢者が要介護状態になることを予防するために、文の京介護予防体操の普及や、転倒骨折予防教室を実施する。また、地域住民が主体的に介護予防の活動を行うことで、高齢者が日常生活の中で継続的に運動を行う場や機会を作ることができるよう、介護予防ボランティアの文の京介護予防体操推進リーダー及び転倒骨折予防体操ボランティア指導員の養成を計画的に行い、介護予防を推進する地域づくりをしていく。	保健衛生部
レ	認知症予防	認知症予防に関する講演会等で区民の関心を高め、学習療法を基にした教室や運動系プログラムを組み合わせた教室の実施により、加齢による認知症を予防する。	福祉部 保健衛生部
	ひとり暮らし高齢者緊急連絡カード設置	65歳以上のひとり暮らし世帯及び80歳以上の高齢者のみ世帯の緊急事態に適切に対処するため、住所・氏名・緊急連絡先、かかりつけ医等を記載したカードを作成し、対象者宅に設置する。	福祉部



	<b>認知症サポーターの養成</b>	地域において認知症の方やその家族が安心して暮らすためには、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守り、また状況に応じて声かけ等を行う「認知症サポーター」の養成が重要である。今後とも関係機関に認知症サポーターの養成を働きかけるとともに、キャラバン・メイトが主催する「認知症サポーター養成講座」の実施を支援する。	福祉部
	<b>ハートフルネットワーク事業の充実</b>	高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生活を続けるために、民間協力機関、団体協力機関、公共協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区でネットワークを構築し、相互に連携しながら高齢者の見守り等を行う。	福祉部
	<b>みまもり訪問事業</b>	社会福祉協議会が実施する、みまもり訪問事業を支援し、訪問が必要な高齢者の把握やサポーターの養成等を進め、高齢者の安否確認や孤立防止を図る。	福祉部
レ	<b>地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進</b>	社会福祉協議会が実施する、小地域福祉活動を支援し、地域福祉コーディネーターを配置して、住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域での支えあいの体制づくりの取り組みを推進する。	福祉部
	<b>院内介助サービス</b>	おおむね 65 歳以上の一人暮らし等で、要支援 2 以上の要介護等認定を受けている高齢者のうち、医療機関受診時に付き添いが必要な高齢者に対し、受診時の待ち時間における付き添い等のサービスを提供することにより、一人では通院困難な高齢者の通院の機会を確保する。このことにより、健康で自立した、安心・安全な在宅生活の継続を可能とし、また、家族の介護負担や本人等の経済的負担の軽減を図る。	福祉部
	<b>家族介護支援事業(認知症介護教室)</b>	要介護被保険者を介護する区内在住の家族等を支援するために、認知症介護教室を開催し、認知症に関する知識や介護方法の普及に努めていく。また、家族交流会も実施し、介護者体験の共有化・介護家族間の交流を図る。	福祉部

新	介護職就労支援事業	文京区介護事業者連絡協議会に介護職就労支援検討会を設置し、介護事業者、社会福祉協議会、関係機関等と連携して就職相談会等を実施し、介護サービスを担う人材の確保と育成を支援する事業を実施することにより、介護サービスの向上を図る。	福祉部
	高齢者の権利擁護の推進	虐待を受けた高齢者を保護し、必要な措置を実施するとともに、高齢者の権利擁護のための広報・啓発活動を進め、虐待防止や早期発見を図る。また、身寄りがない認知症高齢者に対する成年後見制度の区長申立てを活用し、高齢者の権利擁護を推進する。	福祉部
レ	権利擁護センター事業の充実	社会福祉協議会の権利擁護センターあんしんサポート文京が実施している、成年後見制度申立て支援や、事業の普及啓発、福祉サービス利用援助事業等を支援する。	福祉部
	医療と介護の連携強化	高齢者が可能な限り地域で尊厳ある生活が送れるよう、医療と介護の連携を強化します。高齢者あんしん相談センターに配置した医療連携推進員の活動実績等を踏まえ、他職種が協働して、医療・介護サービスを提供できるためのネットワーク構築に取り組みます。	福祉部 保健衛生部
	地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）の充実	地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）は、高齢者が地域で安心して生活を続けられるよう、(1)介護予防ケアマネジメント、(2)総合相談支援、(3)虐待防止などの権利擁護事業、(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援(※)を行っています。 今後は特に、地域包括ケアシステムの構築のため医療・介護などの多職種協働を進めていきます。 ※包括的・継続的ケアマネジメント支援:ケアマネージャー、主治医、地域の関係機関等の連携による長期継続ケアマネジメントの支援	福祉部

## 2-2 障害者福祉

### 1 将来像

#### だれもがお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の有無にかかわらず、だれもが人格と個性を尊重される、一層ふれあいのある社会にしていきます。また、住み慣れた地域社会で豊かな生活が送れるよう、居住空間の整備や地域全体のバリアフリー化などを進めるとともに、就労支援などを推進することで、障害者の自立生活や社会参加が実現できるまちを目指します。

### 2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

平成25年3月現在、障害手帳所持者は身体・知的・精神の3障害合わせて6,367人と増加傾向となっており、障害福祉サービスの周知が浸透し、同年4月から難病患者等も障害福祉サービスの対象となったことから、サービスの利用率が毎年増加しています。

また、障害者の雇用情勢は、平成25年の法定雇用率の引き上げを受け、障害者の雇用者数が増加しています。

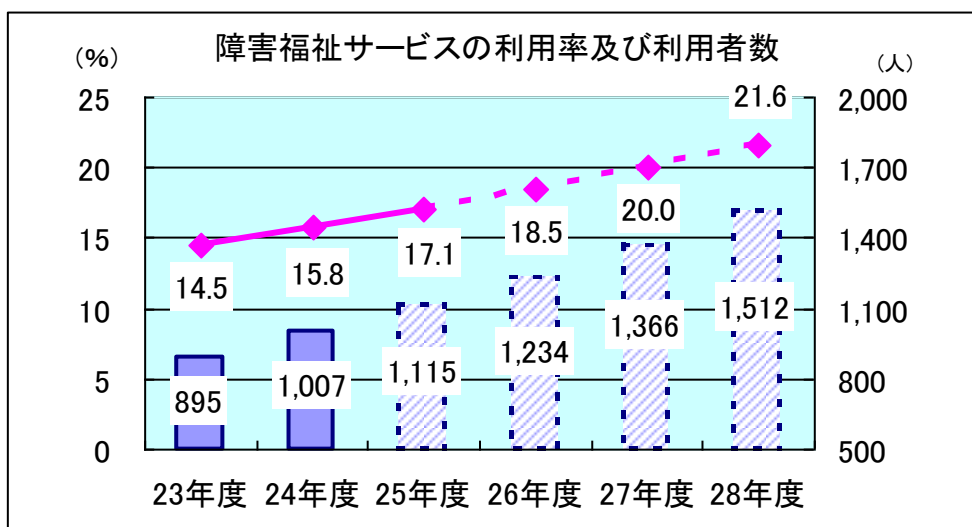
そこで、障害者のニーズに的確に対応できるよう、障害福祉サービスの周知等に努めるとともに、日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に実施していきます。こうした取組の中でも、安心して地域生活を継続していくためのグループホーム等の基盤整備や退院後の精神障害者の地域生活の支援等を充実していきます。

また、障害者の就労支援についても、障害の特性や状況に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、就労後の職場定着支援の充実を図っていきます。

さらに、地域住民が障害や障害者について関心を持ち、理解を深めることができるよう、人にやさしいまちづくりを進めます。

### 3 今後3か年の進行を管理する主な指標

#### (1) 障害者の日常生活・社会生活の総合的な支援



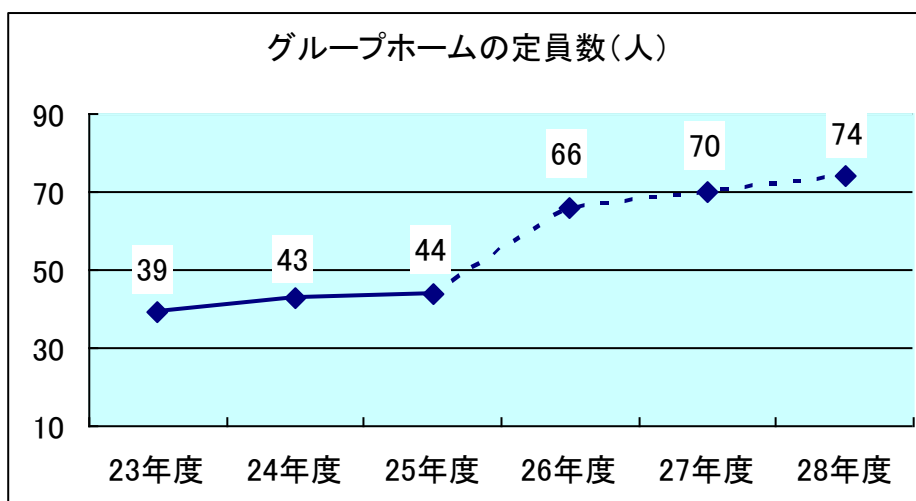
#### 【指標の内容、設定理由・根拠】

障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し、互いに認め合う社会を実現するため、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量ともに適切に提供されているかどうかを障害福祉サービス対象者のうち利用した者の割合で示します。

なお、参考として障害福祉サービス利用者数も併せて表示します。

障害福祉サービス対象者と利用者の過去の実績を踏まえ、毎年、利用率の前年比8%の増加を目指します。

#### (2) 安心して地域生活を継続できるための基盤整備

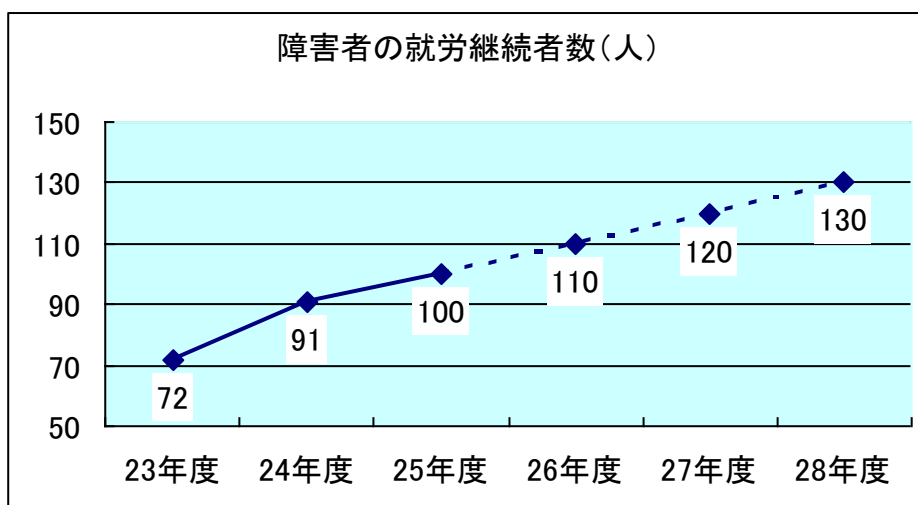


### 【指標の内容、設定理由・根拠】

ノーマライゼーションの理念の下、施設入所者の地域移行や親からの独立など、障害者が可能な限り地域の中で自立して生活ができるよう、安心・快適に生活できるグループホームを整備します。

障害者本人や家族のグループホーム利用ニーズを踏まえつつ、障害者施設としての公有地等の活用見込みや、民間事業者からの整備についての相談状況等を勘案し、28年度までに定員 74 人の達成を目指します。

### (3) 障害者の就労支援の充実



### 【指標の内容、設定理由・根拠】

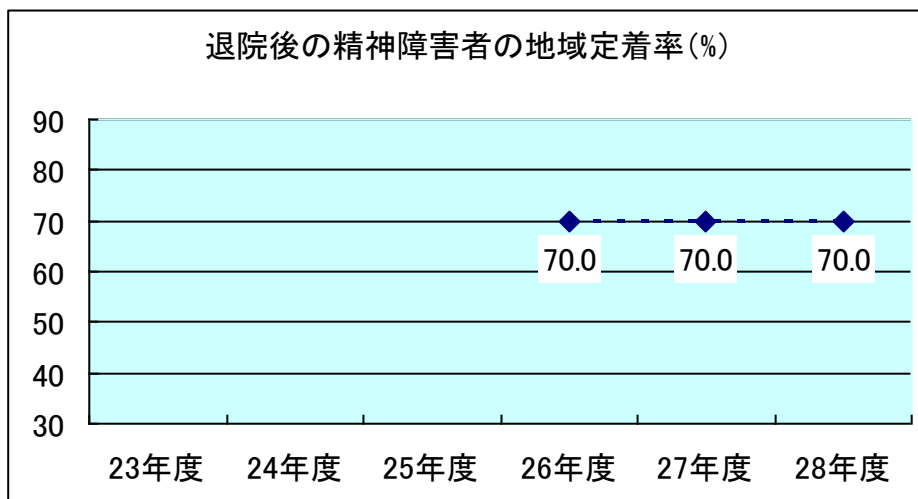
障害者が当たり前に通じる共生社会の実現のため、障害の特性と能力に応じた支援を行います。新たに就職するため又は働き続けていくためのサポートを、利用者及び企業等に対してきめ細かく、また柔軟に対応していきます。

併せて、地域や企業等に対して、障害者就労の周知・啓発活動を積極的に行い、障害者の雇用先の拡大に努めます。

就労支援は、職に就くことだけでなく、長く働き続けられることを目的としているため、障害者就労支援センターへの登録後、新たに就職し、働き続けている障害者の人数を指標として設定します。

新規就労者と離職者の過去の実績を踏まえ、毎年 10 人の就労継続者の増加を目指します。

#### (4) 精神障害者の地域生活の継続



##### 【指標の内容、設定理由・根拠】

退院する精神障害者及び在宅精神障害者に対して、24時間安心相談・サポート事業、地域生活安定化事業、地域活動支援センター相談、グループホーム利用などの障害福祉サービスを活用し、地域定着化を図っていきます。

また、地域活動支援センターや障害福祉サービス事業者、医療機関のメンバー等で構成する連絡会において、進行管理及び1年ごとの在宅生活継続状況を評価していきます。

地域定着率は、新たな退院者のうち、1年以上再入院せずに地域で生活を維持できている人の割合を示します。

服薬や受診を中断すると病状が悪化し、再入院となることが多いため、これらの事業を着実に実施しながら、精神障害者の地域生活を支援していきます。

#### 4 将来像の実現に向けた今後3か年の計画事業

区分	事業名	事業概要	所管部
	障害者地域自立支援協議会の運営	障害者地域自立支援協議会は、障害者の相談支援をはじめとする地域の障害者福祉のシステムを検討するために設置し、平成21年度からは、協議会の下に相談支援、就労支援、権利擁護のそれぞれ専門部会を設け、課題を明確化するとともに支援体制やネットワーク化などの検討を進めている。また平成25年度より、各専門部会での検討事項を当事者に諮問する場として、障害当事者部会を設置し運営を行っている。	福祉部
レ	日中活動系サービス施設の整備	就労支援等に係る日中活動系サービス施設の利用希望は高まっており、受入れ先の拡大が必要であるため、文京区行財政改革推進本部の検討結果報告に基づき、本郷交流館跡地に民間事業者による日中活動スペース等の障害者福祉施設を誘致し、民間事業者に対する一定の支援を行う。大塚福祉作業所は、文京区行財政改革推進本部の検討結果に基づき、音羽地域活動センター跡地に移転し、その際、民間事業者が就労移行支援等の障害福祉サービス等を行う施設を建設し、施設を所有・運営していくこととしている。整備にあたっては、民間事業者に対する一定の支援を行う。	福祉部
	グループホームの整備	障害者が住み慣れた地域において自立した社会生活が送れるよう、グループホーム・ケアホーム(障害者総合支援法の改正により、平成26年4月1日からケアホームがグループホームに一元化されるため、以下「グループホーム」という。)の整備費補助制度、及び民間建物等の借上げに係るグループホーム開所費用補助制度を活用し、民間事業者の誘致による整備を計画的に進める。	福祉部
	(仮称)新福祉センターの整備	障害者、高齢者、子どもが地域で暮らしていくための複合福祉施設であることから、地域との連携を緊密に持った施設として整備する。	福祉部

	精神障害者の地域定着支援体制の強化	精神障害者が地域で安心した生活が送れるように、障害福祉サービス(ホームヘルプサービス・サービス利用計画作成・地域移行支援・地域定着支援)、緊急相談や緊急時ショートステイ事業、生活基盤の整備等を実施する。	保健衛生部
レ	障害者就労支援事業の充実	区内在住在勤及び区内通所施設を利用している就労意欲をもった障害者を対象に、一般就労の促進と長く働き続けられることを目的に、就労準備や職場定着等の各種支援を実施している。併せて障害者を雇用する事業所への支援も行っている。また、地域に対する障害者就労の普及啓発活動や、障害者自身の就労意欲を向上させるために企業見学等の取組みを行っている。	福祉部
	精神障害回復途上者デイケア事業	回復途上にある精神障害者を対象に、集団生活指導や生活技能訓練など各種のプログラムを用いて、対人関係の障害を改善するとともに、日常生活の自立や社会復帰の促進を図る。	保健衛生部
	障害者事業を通じた地域交流	心身障害者(児)通所施設合同運動会をはじめとして、区内障害者福祉施設等のステージエコへの参加の支援、「文の京ハートフル工房(障害者施設自主製品販売会)」の開催、「福祉の店」のさくらまつり等への出店など、さまざまな地域活動への参画を推進する。	福祉部
	福祉環境整備要綱等に基づく整備	バリアーのない建築物を増やすため、福祉環境整備要綱等により、公共的性格を持つ一定規模の建築物を中心に、バリアフリー化の指導助言を行い、基準に達したものには適合証を交付する。	福祉部
レ	情報のバリアフリーの推進	障害者が円滑に情報を利用し、意思を伝達できるよう、適切な情報機器を提供するとともに、障害に応じた最適な情報の提供媒体を検討し、タイムリーな情報の発信と受信が適切に行える環境づくりに努める。また、障害者差別解消法の施行を見据えた区政情報の発信や施設整備等における合理的配慮ガイドラインの作成を行う。	福祉部 企画政策部



レ	<p><b>障害者地域交流ふれあい事業</b></p>	<p>例年12月3日～9日の「障害者週間」を記念し「ふれあいの集い」を開催し、区民が障害福祉に対する理解と認識を深める機会として、また障害のある人もない人も共にふれあう交流の場として、障害者・児の作品展示及び障害者スポーツのデモンストラーションを行う。</p> <p>また、区が行う各種イベントにおいて、アウトリーチ型の啓発事業を実施していく。</p>	<p>福祉部</p>
	<p><b>障害及び障害者に対する理解の促進</b></p>	<p>障害の特性について基本的な理解を深め、障害のある人に対して偏見や誤解なく自然に接することができるように、講演会の開催やハンドブックの作成などを行い、必要な時に気軽に助け合うことのできるひとにやさしいまちづくりを進める。</p>	<p>福祉部</p>
	<p><b>難病患者等への支援</b></p>	<p>難病患者等及びその家族の生活の質の向上を図るため、難病リハビリ教室、障害福祉サービス、難病医療費助成申請受付等を実施する。</p>	<p>保健衛生部</p>

## 2-3 生活福祉

### 1 将来像

#### だれもが住み慣れたところで自立して暮らせる、 セーフティネットのあるまち

加齢や疾病などさまざまな事情により、生活していくことが困難な状況に至った場合でも、区民が互いに助け合い、また、必要かつ柔軟な支援が行われることで、だれもが社会生活から遠ざけられることなく、地域で自立した生活を送ることができる、セーフティネットのあるまちを目指します。

### 2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区の生活保護受給世帯数と対前年伸び率は、平成22年度には1,847世帯・10.7%増、平成23年度には2,036世帯・10.2%増、平成24年度には2,131世帯・4.7%増と世帯数が増加するものの、伸び率は鈍化する傾向が見られ、平成24年6月以降は2,100世帯台で推移しています。

このような状況の中、生活保護受給者の自立した生活を実現するために、ハローワークや東京しごとセンター等と連携を図り、就労を支援していきます。

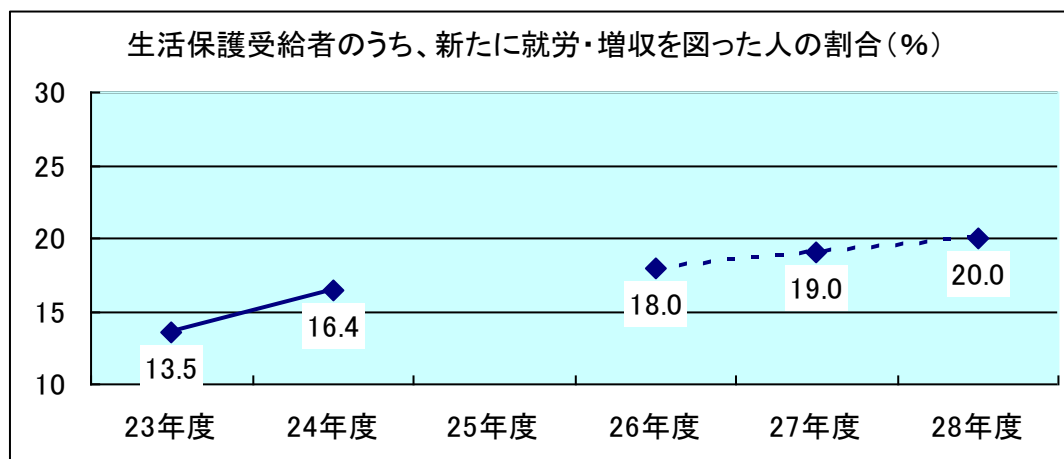
また、生活保護に至る前の生活困窮者には、住宅支援給付事業を行うとともに、相談事業等を充実することにより、居住や就労などを包括的に支援していきます。

一方、区内の路上生活者数については、平成22年1月に67人であったものが、平成25年1月には24人と3年間で64.2%と大幅に減少していますが、路上生活期間の長期化傾向もあることから、路上生活者対策事業を継続します。

また、生活上の深刻な課題を抱えた母子家庭や女性の自立を支援するため、引き続き相談員を配置し、母子・女性緊急一時保護事業等に取り組みます。

### 3 今後3か年の進行を管理する主な指標

#### (1) 生活保護受給者の自立した生活



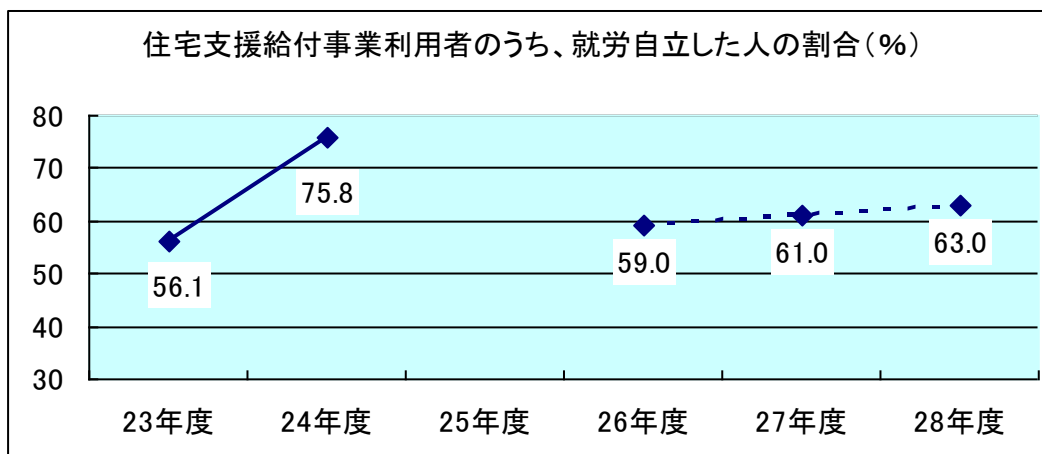
#### 【指標の内容、設定理由・根拠】

生活保護制度は、単に生活に困窮している人に対して最低限度の生活を保障することだけでなく、更に積極的にそれらの人々の自立を支援していくことを目的としています。

そのため、就労可能と見られる人の中で、自立に至らないまでも、現に就労していない人が新たな就労に結びついた人数及び既に就労している人が増収を図った人数の割合を指標に設定しました。

24年度実績を踏まえ、毎年1ポイントずつアップすることを目指します。

## (2) 生活困窮者の自立した生活

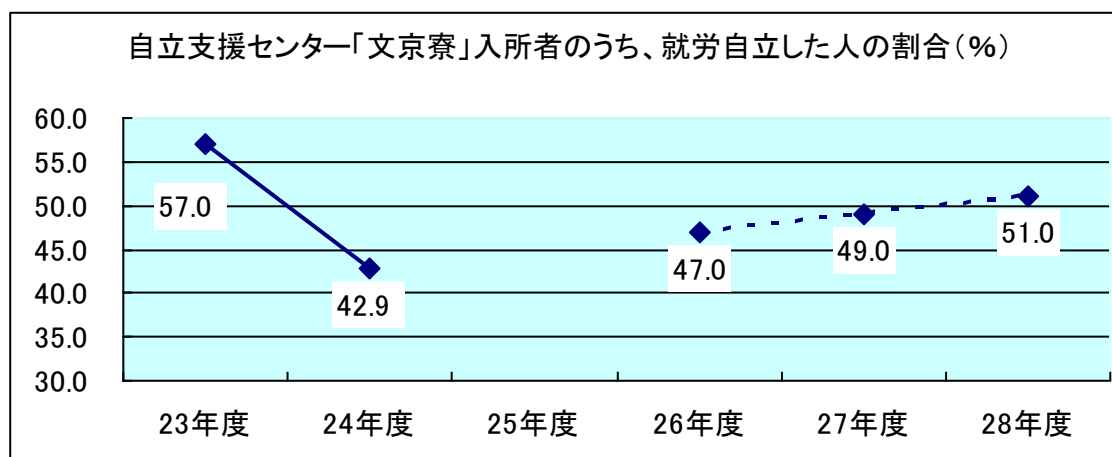


### 【指標の内容、設定理由・根拠】

住宅支援給付事業は、就労能力や意欲があるにもかかわらず、離職し、住居を失っている又はそのおそれがある者を対象に、住居費の一部を支給し、一定の生活支援を行った上で、就労自立を目指す事業です。

指標としては、本事業を利用している者のうち就労自立した人の割合とし、制度発足時（平成21年10月）から平成24年度末までの実績（54.6%）を基準として、毎年2ポイントずつアップすることを目指します。

## (3) 路上生活者の自立した生活



### 【指標の内容、設定理由・根拠】

特別区と東京都が共同して、路上生活者の巡回相談から緊急一時保護、就労自立支援、地域生活継続支援に至る一連の路上生活者対策事業を実施しています。

このような取組の効果もあり、本区の路上生活者数は平成25年1月現在、前年同月比で37%減の24人となっています。

第2ブロック（文京・台東・北・荒川の4区）では、自立支援センター「文京寮」（平成27年1月からは台東寮）において、路上生活者の自立支援事業を実施しており、入所者の就労自立の割合を指標に設定し、平成24年度実績を踏まえ、毎年2ポイントずつアップすることを目指します。

#### 4 将来像の実現に向けた今後3か年の計画事業

区分	事業名	事業概要	所管部
	生活保護受給者自立支援事業	生活保護受給者に対する就労支援として、各ケースワーカーが通常業務として行う支援の他に、就労支援専門員が履歴書の書き方等を指導するなど各々の受給者実態に合わせた支援を行う。 また、精神疾患、アルコール依存等の問題を抱える受給者を対象に、健康管理支援員が医療・保健・福祉の各分野と連携し、健康面での自立に向けた支援を行う。	福祉部
	住宅支援給付事業	離職によって住居を失っている又はその恐れのある者を対象に、住居費の一部を支給し、一定の生活支援を行った上で就労自立を目指す。	福祉部
	路上生活者対策事業	路上生活者自立支援センターにおいて、路上生活者の巡回相談から就労自立・地域生活継続支援に至るまでの一貫した自立支援システムを構築し、路上生活者を社会生活に復帰させ、もって生活環境の向上を図る。なお、本事業は、東京都と特別区が共同して実施する。	福祉部
	母子生活支援施設保護事業	配偶者のない、または、これに準ずる事情にある女性であって、その者が養育すべき児童の福祉に欠けるところがあると認めるとき、申請に基づきその保護者及び児童を母子生活支援施設において保護を行う。	福祉部
	婦人・母子相談体制の充実	配偶者等からの暴力、妊娠や出産等の相談に対応するため、婦人相談員を配置するとともに、母子家庭の自立を支援するために母子自立支援員を配置し、相談体制の充実を図る。	福祉部
	母子・女性緊急一時保護事業	配偶者等からの暴力被害により、緊急に保護を必要とする女性や母子に対し、公的施設のほか近隣のホテルへや民間のシェルターを活用した保護を行う。	福祉部

	<p><b>国民健康保険、後期高齢者医療保険及び国民年金制度の適切な運営</b></p>	<p>各制度の仕組みや事業内容について、区報、ホームページや各種お知らせ等を活用して、きめ細かな周知、情報提供等を行い、区民の理解促進と意識啓発を図る。そのことにより、保険料の収納率向上や医療費適正化等、各制度の円滑な運営につなげていく。</p>	<p>福祉部</p>
	<p><b>ジェネリック医薬品の普及</b></p>	<p>国民健康保険加入者に対して、服薬中の薬をジェネリック医薬品に変えた場合の自己負担額の差額を毎年お知らせする。この差額通知事業を通じて、ジェネリック医薬品使用の普及を推進していく。</p>	<p>福祉部</p>

## 2-4 健康づくり

### 1 将来像

#### だれもがいつまでも笑顔で健康に暮らせるまち

生活習慣病の予防をはじめとして、区民一人ひとりが生涯にわたり、心豊かに充実して暮らせるよう、区民の健康づくりの取組を支援・推進します。また、病気になった場合には、安心して医療サービスが受けられるまちを目指します。

### 2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

飲酒、喫煙、食事、運動などの生活習慣が、がんや糖尿病などさまざまな疾患の発症に関与していることが明らかになっています。

健康を維持増進するため、知識や方法を啓発し、また、生活習慣病やがんの早期発見のための健（検）診や、予防接種を勧奨するとともに、受診しやすい環境を整える必要があります。

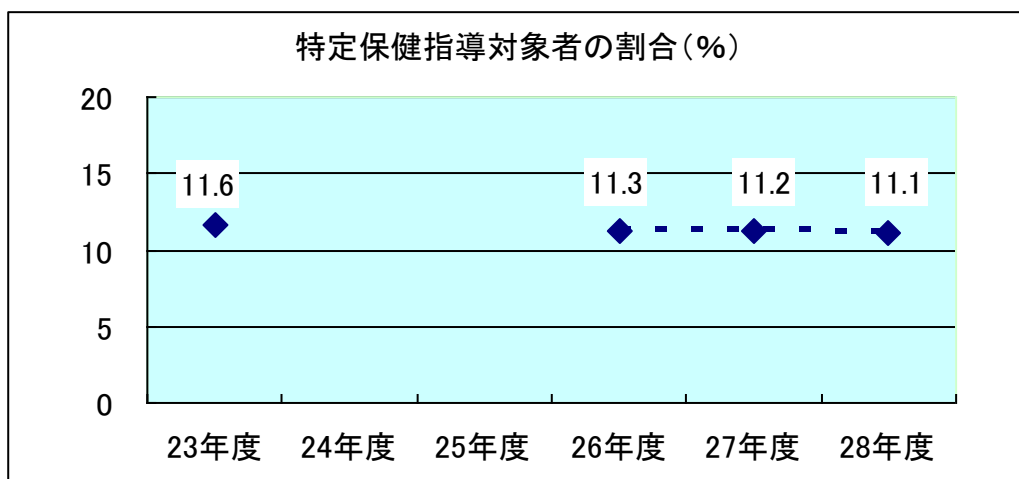
そこで、区民の健康づくりを支援・推進するため、食習慣の改善や運動習慣の定着等の生活習慣病予防対策を推進するとともに、各種健（検）診と保健指導の充実に取り組み、関係機関と連携して環境整備を図ります。

さらに、かかりつけ医の定着促進等により地域医療の連携を図るとともに、区民が医療サービスの選択を自ら判断決定するための助言や情報提供を行っていきます。

これらの複合的な取組で、健康寿命の延伸を目指します。

### 3 今後3か年の進行を管理する主な指標

#### (1) 生活習慣病予防



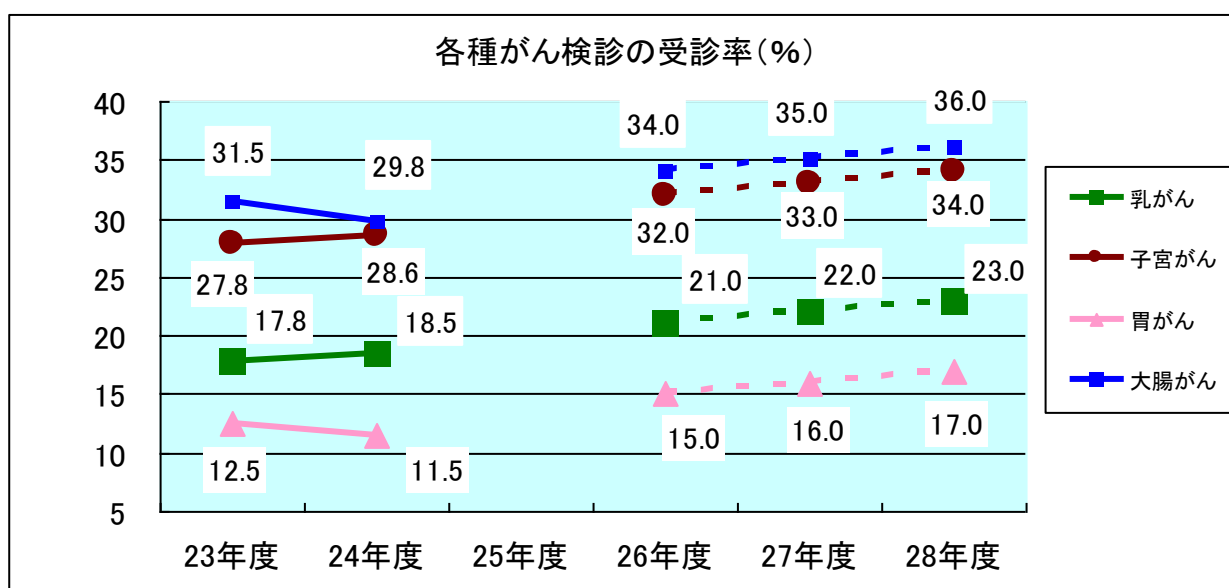
#### 【指標の内容、設定理由・根拠】

区民が健康で長生きできるようにするには、日頃からの定期的な運動や健全な食生活を推進することが求められています。

第2期の文京区特定健康診査等実施計画においては、区民が自らの健康状態を把握できる健康診査の受診率向上とともに、生活習慣を起因とするメタボリックシンドロームの対象者に対して特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの対象者を減少していきます。

特定健康診査の受診者に対する特定保健指導対象者の割合を健康づくりの成果指標とし、第2期文京区特定健康診査等実施計画で想定する健康診査受診者数と特定保健指導対象者数より、割合を設定します。

#### (2) がんの早期発見・早期治療





### 【指標の内容、設定理由・根拠】

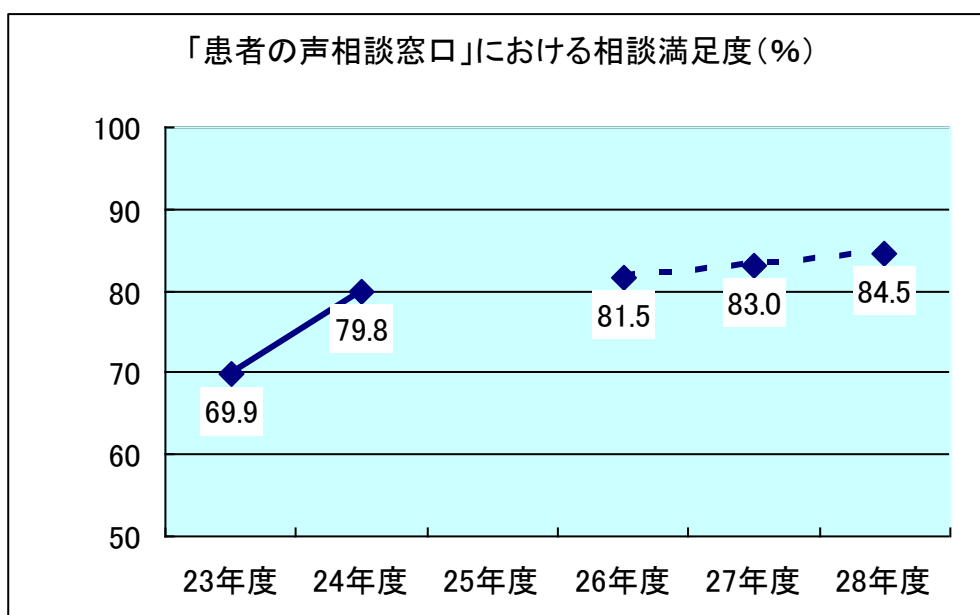
区では、がん検診に関する国の指針（対象年齢、受診間隔、健診項目、精度管理等）に基づき、各種のがん検診を実施しています。

がんは、早期発見、早期治療により延命率が向上するとされていますので、がん予防行動の普及啓発を図るとともに、受診者の利便性に配慮することで、各種がん検診の受診率増加を目指します。

このため、区民の健康づくりの指標として、各種がんの受診率を設定します。

本区は、国の目標を達成できていない状況ですが、東京都の平均を上回っているため、過去の実績から年1ポイントの向上を目指します。

### (3) 適切な受診行動の支援



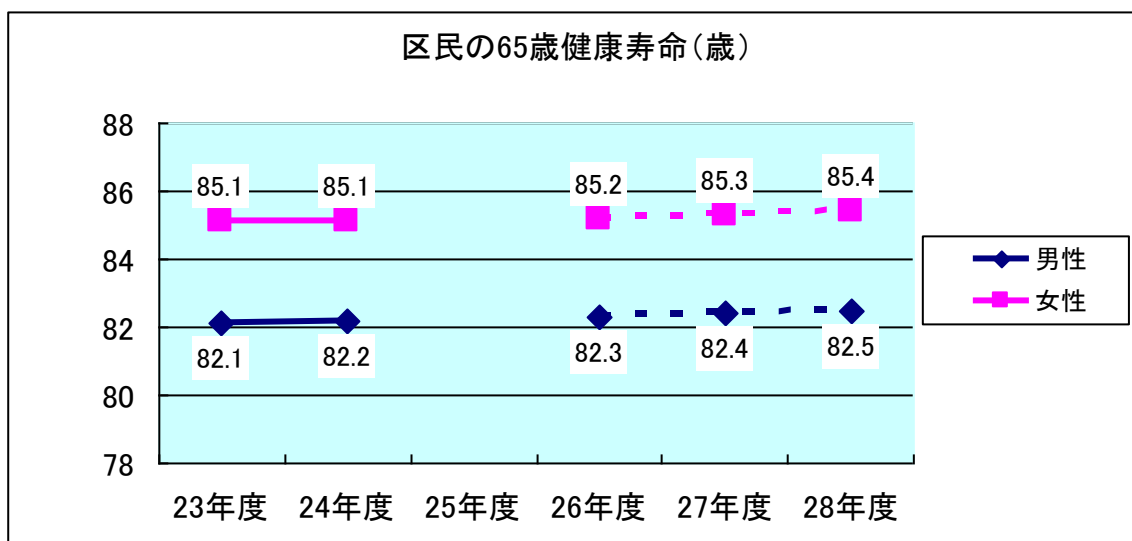
### 【指標の内容、設定理由・根拠】

「患者の声相談窓口」では医療や診療所等に関する電話相談を行っています。中立的な立場から相談業務を行い、区民が医療サービスの適切な選択を自ら判断・決定することができるよう、問題解決に向けた助言や情報提供を行っています。

相談窓口で適切な情報提供等ができたか否かについての相談者の納得度について、5段階で評価し、満足度の向上を目指します。

過去の実績から、平成24年度実績を上回ることを目指します。

#### (4) 区民の健康づくりの推進



#### 【指標の内容、設定理由・根拠】

「健康日本21」において、「高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防及び社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上により、健康寿命の延伸を実現することが重要である」との方針が示されています。

本区においても同様の認識のもと、健康づくりに関する各施策によって健康寿命の延伸を図る必要があるため、区民の65歳健康寿命を指標として設定し、過去の実績数値を踏まえ、年0.1歳の健康寿命の延伸を目指します。

※「65歳健康寿命」とは、65歳の方が、何らかの障害のために要介護認定（ここでは要介護2の認定）を受けるまでの状態を健康と考え、要介護認定を受けるまでの平均期間（平均自立期間）を加えたものです。

#### 4 将来像の実現に向けた今後3か年の計画事業

区分	事業名	事業概要	所管部
	生活習慣病の予防	メタボリックシンドロームの予備軍を対象に、栄養・運動の実践を取り入れた健康づくり教室を開催するなどして、生活習慣病に関する正しい知識を普及し、区民の生活習慣病を予防するとともに食育を推進する。	保健衛生部
	各種がん検診	高齢化社会を迎え、壮年期からの疾病予防対策の重要性はますます高まっている。がんを早期に発見することは治療効果を高めることが知られている。このため区では各種がん検診を実施する。	保健衛生部
レ	歯周疾患検診事業	口腔衛生の保持増進を図るため成人区民(30・40・50・60・70歳)を対象として歯周疾患を早期発見、早期治療、悪化を予防することを目的に歯周疾患検診を実施する。	保健衛生部
	結核・感染症予防対策事業	感染症の予防及びまん延防止の対策として、結核患者の治療支援、感染症発生時の防疫措置、エイズ・性感染症予防の普及啓発等を実施する。	保健衛生部
レ	予防接種の推進	実施医療機関との契約及び特別区間相互委託等、予防接種を受けやすい環境を整備していくとともに、予防接種の必要性や効果等の周知及び接種時期到来者に向けた積極的接種勧奨を行う。	保健衛生部
	公害保健福祉・予防事業	公害健康被害被認定患者及びそれに準ずる人に対して、呼吸器健康講座、家庭療養指導等を実施する。	保健衛生部
	かかりつけ医事業支援	かかりつけ医の定着促進を進めるために、地区医師会が実施するかかりつけ医事業の支援を行う。	保健衛生部

	<b>医療安全対策の推進</b>	診療所等の医療機関に対し、医療安全に関する体制整備状況の確認及び情報提供を行っている。 区民に向けては、専任の看護師が診療所等に関する相談・苦情に対応する医療相談事業を行っている。	保健衛生部
--	------------------	---	-------

## 2-5 生活衛生環境

### 1 将来像

#### だれもが快適で健康に暮らせる、安全で清潔なまち

区民が健康で安全に暮らせるよう、感染症などの健康危機から区民を守るとともに、快適な生活環境の確保や、食品、医薬品などの安全の確保を図ります。また、人と動物とが共生できるまちを目指します。

### 2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

中国では鳥インフルエンザA(H7N9)のヒトへの感染があり、国内ではマダニを介した感染症死亡事例が発生するなど、新興・再興感染症の危険は絶えることはありません。

また、食品アレルギー物質表示をはじめとする食品表示、食に関する区民からの健康被害相談や食肉の生食などによる重篤な食中毒の発生とともに、食に関する様々な事件が相次ぎ、食に対する信頼の確保が求められています。

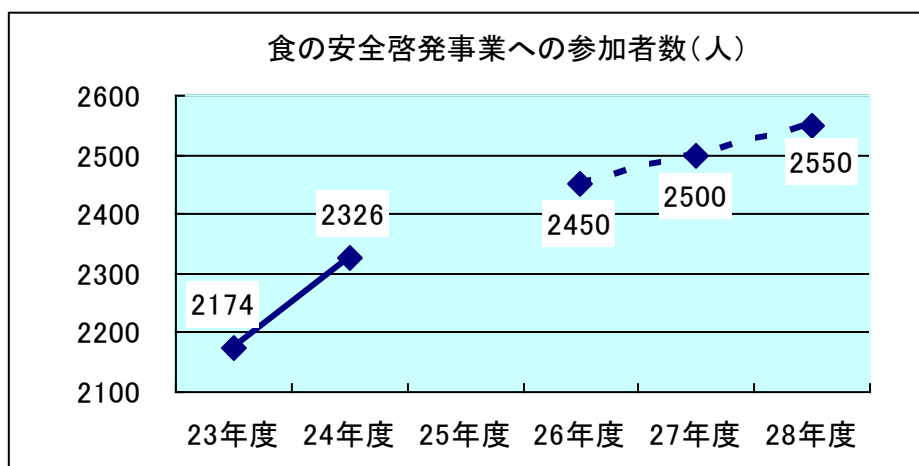
さらに、公衆浴場等の入浴施設やプールなどの水質の安全確保も一層求められています。

そこで、食の安全を守るための普及啓発と監視の充実を行うとともに、環境衛生監視・指導の充実や医薬品等の安全対策、動物の適正な飼育などを推進します。

これらの取組で、感染症予防対策をはじめ、健康危機管理体制を充実させていきます。

### 3 今後3か年の進行を管理する主な指標

#### (1) 食品関係施設の自主管理を推進するための啓発事業の充実



#### 【指標の内容、設定理由・根拠】

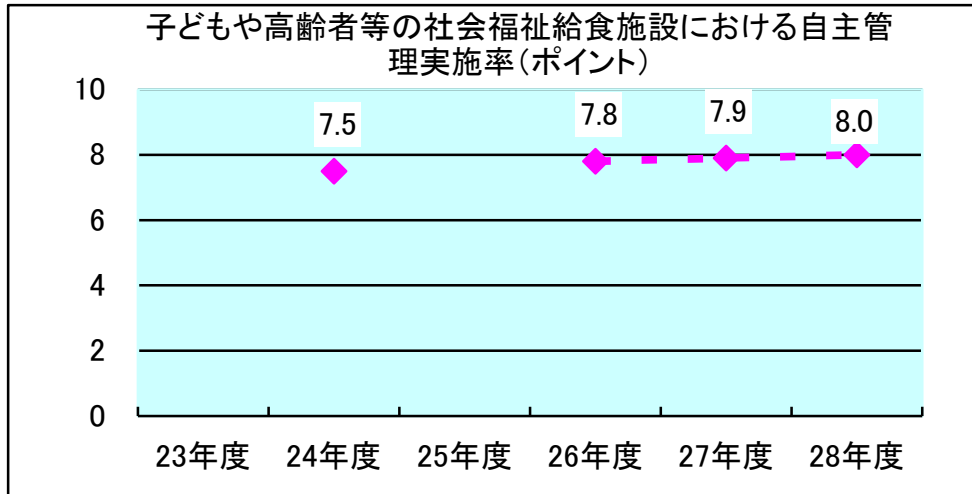
区内の食の安全を確保するためには、事業者・区民ともに食の安全に係るリスクに関する理解を深め、また、食品衛生に係る正しい知識に基づき、それぞれの立場で衛生管理に取り組むことが重要です。

特に、食品関係事業者は自らの責任における自主管理の実施が食中毒防止対策として最も需要であり、そのためには食品衛生に関する講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めなければなりません。

そのため、食に関する様々なリスク情報や安全確保への衛生管理情報の提供など、実施する様々な啓発に関し、食の安全啓発事業への参加者数を指標とし、事業の推進・充実を図ります。

指標については、平成23年度から25年度実施した啓発事業実績のうち、食品関係事業者の参加者数から設定しています。

## (2) 食品衛生に関する自主管理の実施



### 【指標の内容、設定理由・根拠】

本区における食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保するために、文京区食品衛生監視指導計画を作成し、食品関係施設の自主管理を推進しています。

食中毒防止対策としては、食中毒発生時に大規模な患者発生につながる大量調理施設、中でも食中毒発生時に患者が重篤化する恐れがある学校、保育園、社会福祉施設及び病院等の集団給食施設に対する監視指導を重点的に実施していますが、事業者の自らの責務で行う自主管理の実施が最も重要になります。

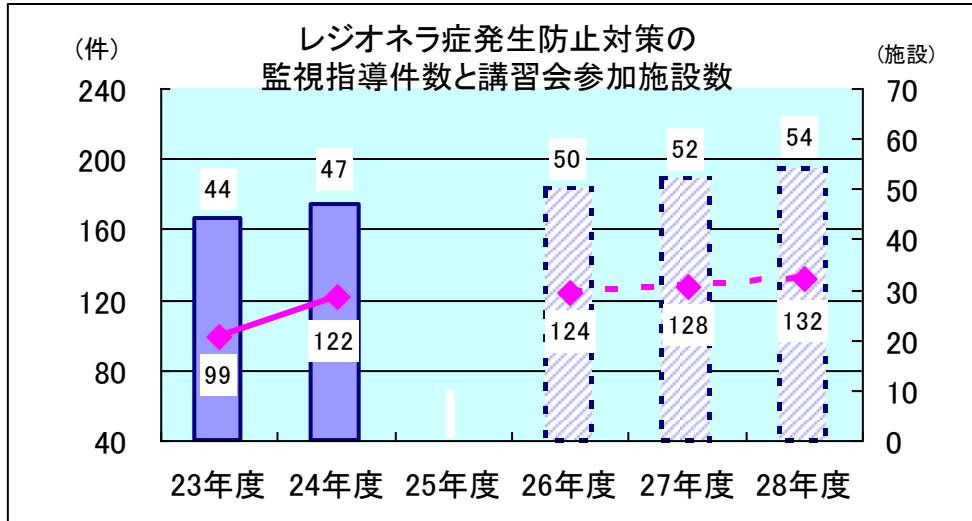
しかし、保育園等児童福祉施設や高齢者向けの福祉施設は近年急激に増加し、中には食品衛生に関する自主管理が適切に行われていない施設も見受けられます。

これらの施設の衛生管理は「衛生管理運営の基準」「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び「ノロウイルス対策チェックリスト」等に基づいて行われる必要があり、この中から特に重要な個所について実施状況をポイント化して指標とします

※指標は次の6項目について実施状況を確認し、10ポイント満点としてポイント数の向上を目指します。

①点検表の整備、及びその記録、②検食の保存、③食品関係従事者の検便の実施、④食品衛生責任者の食品衛生実務講習会の受講、⑤食品衛生従事者に対する衛生教育の実施、⑥緊急時の連絡体制の整備

(3) 環境衛生関係営業施設等の衛生水準の向上



【指標の内容、設定理由・根拠】

環境衛生関係営業施設等の、衛生的で安全・安心な施設環境を確保するためには、保健所の監視・指導と事業者の自主衛生管理が必要です。

近年、入浴施設等を感染源とするレジオネラ症が増加傾向にあります。レジオネラ症は、免疫力の下がる高齢者、がん・糖尿病などの基礎疾患のある人が罹患しやすい傾向にあり、重篤になる場合があります。

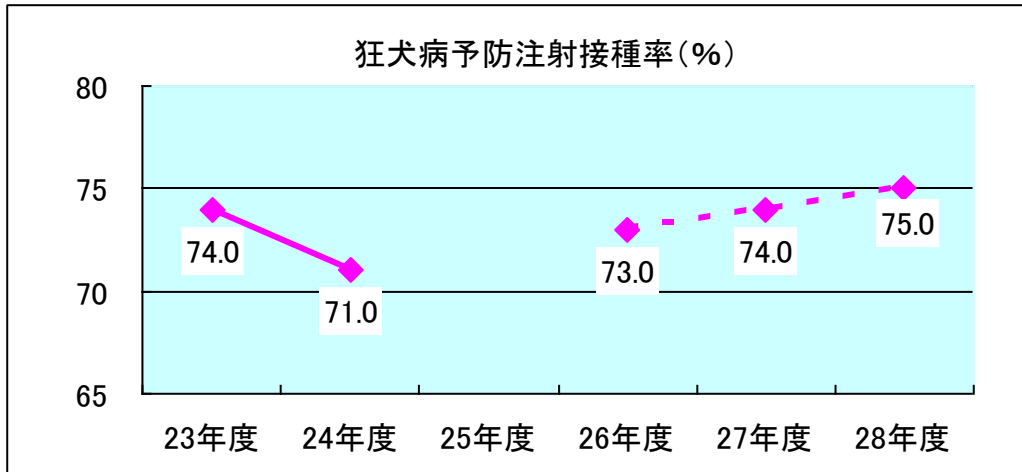
そこで、多数の高齢者が利用する公衆浴場、介護保険施設等での発生を防止するため、監視・指導を通じて衛生管理の支援を実施します。

また、各施設に対して知識・技術を習得する衛生管理講習会を開催して、意識の向上を図ります。

各施設がレジオネラ症発生防止対策に必要な知識・技術を習得する機会を増やし、衛生水準の向上につながるよう、過去の実績を踏まえ、平成28年度には監視指導件数132件、講習会参加施設数54施設を目指します。



#### (4) 飼い犬の狂犬病予防注射接種の徹底



##### 【指標の内容、設定・理由】

狂犬病は、狂犬病ウイルスによって致命的な脳炎がおきる急性の感染症で、非常に致死率が高いことが知られており、世界中で流行しています。

現在、日本では狂犬病は確認されていませんが、いつ海外から侵入するかもしれません。万が一国内で狂犬病が発症した場合、病気の拡大を防ぐためには、犬に狂犬病の免疫を持たせておくことが重要です。

犬の飼い主は、狂犬病予防法で狂犬病予防注射の接種と狂犬病予防注射済票の犬への装着が義務付けられていることから、飼い犬の狂犬病予防注射接種について、飼い主に周知徹底を図ります。

平成 23 年度及び平成 24 年度の実績を踏まえ、平成 28 年度まで、毎年狂犬病予防注射接種率の 1%増を目指します。

#### 4 将来像の実現に向けた今後3か年の計画事業

区分	事業名	事業概要	所管部
	健康危機管理体制の充実	新興感染症の流行や区民の健康が懸念されるような事故から区民の健康を確保するため、地域医師会や大学病院、関連団体と協議し健康危機管理体制を充実する。	保健衛生部
	環境衛生監視の充実	理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場など環境衛生関係営業施設等への保健所の監視指導と事業者の自主衛生管理によって、より衛生的な施設環境の確保を図り、区民の健康・安全を守る。また、高齢者をはじめとする区民が、公衆浴場、旅館業施設、介護保険施設等高齢者利用施設での入浴を安心安全にできるためのレジオネラ症発生防止対策事業を実施する。	保健衛生部
	特定建築物衛生検査の充実	法に規定する特定建築物のうち、その延べ床面積が、3,000～10,000 m <sup>2</sup> の建物について、衛生的環境を確保するため立ち入り検査及び指導を行う。	保健衛生部
	室内環境調査の充実	住まいやオフィスにおけるアレルギー原因物質や有害な化学物質の発生抑制などに必要な指導や助言を行い、快適な生活環境を確保し、区民の健康・安全を守る。	保健衛生部
	医薬品等の安全対策の推進	医薬品、毒物劇物、規制対象家庭用品等取扱施設に対する許可・登録事務、監視指導及び規制対象家庭用品の調査指導等を計画的に実施する。	保健衛生部

	<p>食品の安全対策の推進</p>	<p>区民及び区内の食の安全を確保するため、毎年度、区民・事業者に事業計画(案)を公表し策定している「文京区食品衛生監視指導計画」にもとづき、以下の事業を実施する。</p> <p>① 営業許可に関する業務と食品衛生関係施設への衛生監視指導の実施(重点対象:集団給食届出施設)</p> <p>② 流通食品の監視(食品表示、収去検査、緊急監視を含む)</p> <p>③ 食品衛生関係施設の自主管理推進の支援(製造工程検査や衛生管理記録確認、食品衛生自治指導員による衛生巡回活動事業支援など)</p> <p>④ 食の安全性情報の共有化の推進事業の実施(食品衛生に係る人材養成と資質の向上のため、業態別衛生講習会や実務講習会、自治指導員講習会を開催する。資料は自主管理への活用を促進するため、アーカイブスとしてHP等に掲載する。また、事業者のほか区民・消費者に対し、食中毒多発期の注意喚起及び有害食品に関する緊急の情報など食品問題発生時、最新食品衛生情報について出前講座のほか区報ぶんきょう、区ホームページ、ポスター、CATV及びチラシ等の媒体を用いて提供する。</p> <p>⑤ 食品苦情や違反食品、食中毒発生時等緊急時の迅速な原因究明調査対応と再発防止指導(行政処分を含む)</p>	<p>保健衛生部</p>
	<p>動物との共生社会支援事業</p>	<p>人と動物とが共生できるよう、地域主体の取組を支援するとともに、適正な飼育の普及・啓発や飼い主のマナー向上を図る。</p>	<p>保健衛生部</p>

# まちづくり・環境

## 4-1 住環境

### 1 将来像

#### だれもが住み続けたい・住みたくなる快適で魅力的なまち

地域の特性を活かしたまち並みの保全・創出や、身近な場所で自然に親しむことのできるまちづくりなどを通じ、だれもが住み続けたい、住みたいと思える快適な環境が整った、潤いと魅力にあふれたまちを目指します。

### 2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

平成25年7月現在、区の人口は203,142人となり、都心回帰などにより、10年前と比較し約2万2千人増加しています。

一方、マンション等の高層建築物の出現に伴うまち並み景観の変化など、まちづくりに影響を与える様々な課題も生じてきております。

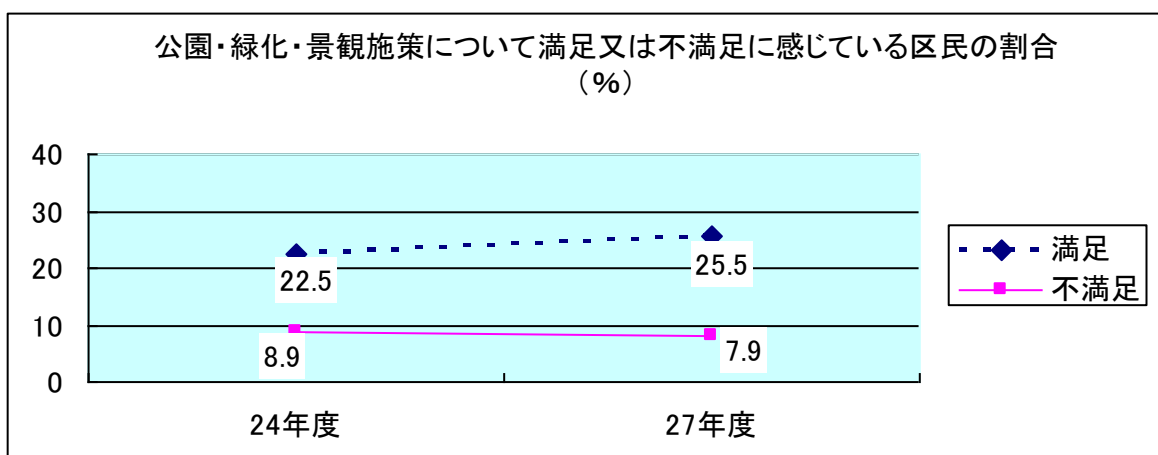
そこで、建築物の絶対高さ制限を定める高度地区の指定、景観行政団体としての良好なまち並み景観形成の推進、公園の再整備や緑化の推進などにより、秩序ある市街地の形成に努めます。

加えて、バリアフリーの道づくり、コミュニティバスの運行などにより、だれもが気軽に出かけられ、移動しやすい環境整備を進めます。

これらの取組みにより、だれもが住み続けたい、住みたくなる快適で魅力的なまちづくりを進めるとともに、日本へ訪れる外国人からも親しみやすいまちを目指します。

### 3 今後3か年の進行を管理する主な指標

#### (1) だれもが住み続けたいと思うまちづくり



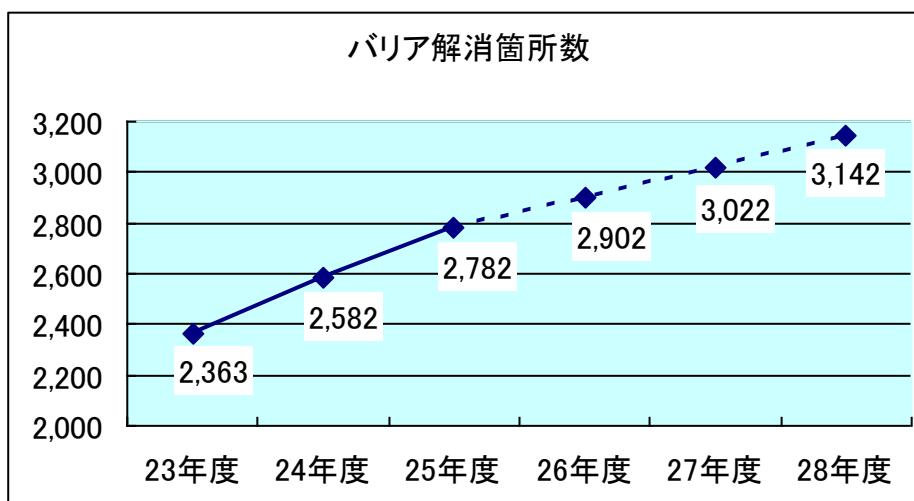
#### 【指標の内容、設定理由・根拠】

良好な住環境を実現させるためには、公園・緑地の整備や景観まちづくりなどを推進することが重要です。

そこで、「文京区政に関する世論調査」において、満足に感じている区の施策、または不満に感じている区の施策の1つとして、公園・緑化・景観施策を選んだ区民の割合を指標とします。

過去の調査結果を勘案し、満足に感じる区民の割合を3ポイント増加させ、併せて不満に感じる区民の割合を1ポイント減少させることを目指します。

#### (2) 歩行空間の快適性の向上



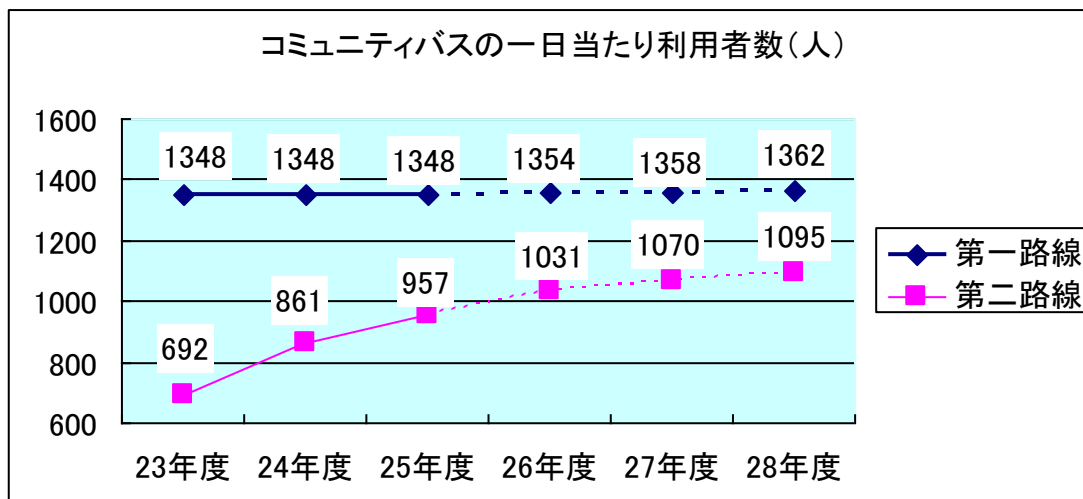
#### 【指標の内容、設定理由・根拠】

道路は、高齢者や障害者等を含むすべての人々に対して、安全かつ快適に利用できるように整備することが求められています。

区道のバリアフリー化を進め、安全で快適な道路環境を実現するため、平成12年に抽出した3,969か所のバリアに対する改善箇所数を指標として設定しています。

道路アセットマネジメント基本計画等に基づき、道路改修工事に併せた路線単位のバリアフリー化を進め、年間120か所程度のバリア解消を目指します。

### (3) だれもが気軽に移動しやすいまちづくり



\* 第一路線は、千駄木・駒込ルート 第二路線は、目白台・小日向ルート

#### 【指標の内容、設定理由・根拠】

コミュニティバス「Bーぐる」の第一路線（千駄木・駒込ルート）における利用者数は、6年目である平成24年度に初めて前年割れしましたが、今後、前年度実績を下回らぬように利用者数を維持し、運行収入を確保していくことで、バスの安定的な運行を目指す必要があるため、本指標を設定するものです。

一方、第二路線（目白台・小日向ルート）は、平成26年度が実質的な運行開始3年目に当たることとなりますが、第一路線の実績からも、計画期間内での利用者数の大幅な増減が想定しがたいところです。

しかしながら、バスの安定的な運行のためには、引き続き当該利用者数の維持・向上を目指し、運行収入を確保していくことが必要であるため、本指標を設定するものです。

第一路線は、計画期間内の年間利用者数を直近3年間（平成22～24年度）の利用者数実績の平均人数と同程度確保することを目指します。

第二路線は、計画期間内の年間利用者数を、区の公的支援継続の目安である人数と同程度確保することを目指します。

目標値は、第一路線、第二路線とも、各年度における運行開始からの累計年間乗車人数を累計運行日数で除した値で設定しています。

#### 4 将来像の実現に向けた今後3か年の計画事業

区分	事業名	事業概要	所管部
	地区まちづくりの推進	根津・千駄木地区において、「まちづくり基本計画」に基づき、まちづくりの実現化に向けて、関係権利者の合意形成を図りながら、まちづくり手法等を検討し、まちづくりを推進する。また、後楽二丁目で再開発促進地区に指定されている区域においては、良好な市街地環境の早期形成を図るため、各種事業やまちづくり諸制度の運用などを検討する。その他、まちづくりの機運がある地域において、コンサルタントの派遣等を行い地域住民主体のまちづくりの推進を図る。	都市計画部
	再開発事業助成	防災性の向上等、公共性の高い都市計画事業である市街地再開発事業に対し補助金の交付等の支援を行い事業の推進を図る。	都市計画部
レ	景観まちづくりの推進	建築物・工作物・開発行為・広告物などを対象に、文京区景観計画に定める景観形成基準への適合について指導・誘導する。 また、文の京都市景観賞やまち並みウォッチングなどの普及啓発事業を実施し、区の景観特性や景観づくりの意義などを区民等に分かりやすい解説を行うなどにより、周知の徹底を図る。	都市計画部
	バリアフリーの道づくり	道路のバリアフリー化を図り、高齢者、障害者等を含むすべての人が安全かつ快適に利用できる道路に改善する。	土木部
	マンション管理適正化支援事業	マンションの管理や建替え・改修の問題を解決しようとする管理組合や区分所有者に対して、マンション管理セミナーの開催や相談員の派遣等により支援することで、マンションの管理の適正化・建替え等の円滑化を推進する。	都市計画部

	公園再整備事業	区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとしていくため、文京区公園再整備基本計画に基づき、計画的に地域主体の区民参画による公園の再整備を行う。	土木部
	新江戸川公園集会所「松聲閣」整備事業	新江戸川公園集会所「松聲閣」を、歴史性を活かしながら耐震改修を行うとともに、集会所や休憩所を整備して、区民に親しまれる利用しやすい公園施設として整備する。	土木部
	コミュニティバス運行	区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。 また、病院・福祉施設、観光・文化施設、商業地域を結ぶことで、人の動きを活発にし、地域の魅力や活力を引き出す。	区民部
レ	歩行喫煙等の防止啓発	区民との協働により、歩行喫煙と吸い殻のポイ捨て防止活動を行うとともに、路上喫煙禁止地区における住民活動を支援し、地域美化を推進する。	資源環境部



## 4-2 環境保護

### 1 将来像

#### 環境にやさしい取組を推進するまち

区、区民、地域活動団体、NPO（非営利活動団体）及び事業者の各主体が、それぞれの果たすべき責任と役割を認識し、協働して環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に取り組み、将来世代に良好な環境を引き継いでいくまちを目指します。

### 2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

区では、地球温暖化対策として二酸化炭素等の温室効果ガスの削減に取り組むとともに、廃棄物については循環型社会の形成等に取り組んでいます。区内の二酸化炭素の排出量は、東日本大震災の影響による電力の排出係数の増加から、実績値の増大が予測され、今後の削減への取り組みとエネルギーの有効活用が課題となっています。また、区が収集した24年度の可燃・不燃ごみの総量は、43,515 tと減少傾向が続くものの、減少のスピードは年々鈍化しています。

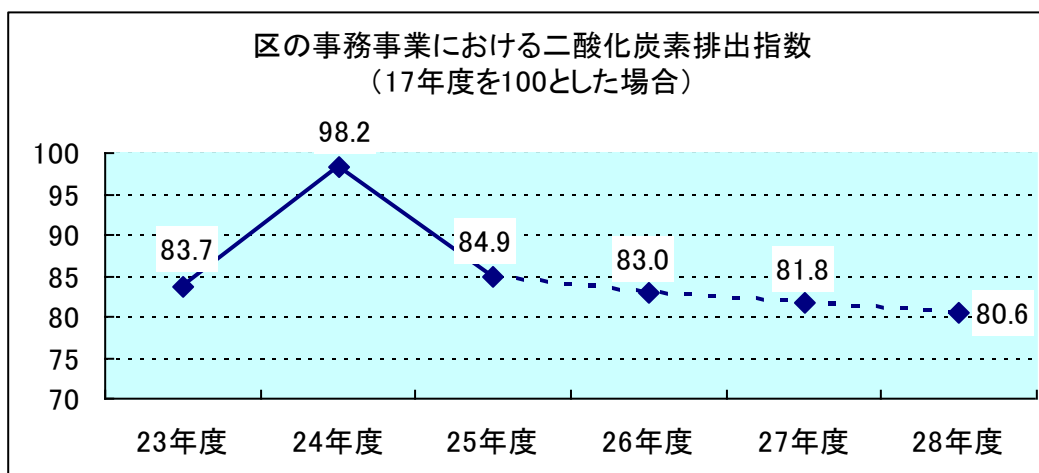
そこで、区は「文京区地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、率先して二酸化炭素排出量削減に努めます。

また、エネルギーの有効活用のため、省エネルギー機器の導入（LED街路灯等の整備）を推進します。

さらに、ごみの発生抑制と再使用に重点をおいた3Rの推進により、区民一人当たりのごみ排出量を削減します。

### 3 今後3か年の進行を管理する主な指標

#### (1) 二酸化炭素排出量の削減

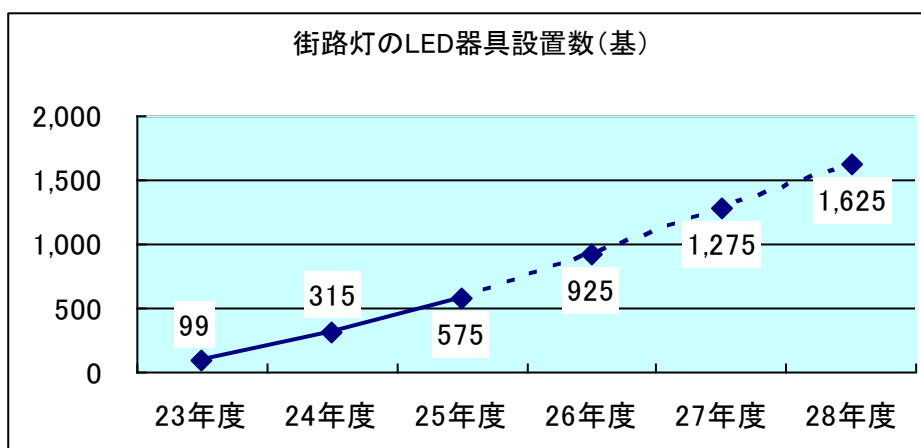


#### 【指標の内容、設定理由・根拠】

区では、「文京区役所地球温暖化対策実行計画」を平成22年度に策定し、区の事務事業における二酸化炭素排出量を毎年度算出し公表をしています。このような取組みは、区内事業者等の地球温暖化対策に係る活動の参考にもなることから指標とします。

「文京区役所地球温暖化対策実行計画」は、平成26年度までに二酸化炭素排出量を平成17年度比で17%削減することを目標としています。

#### (2) 省エネルギーの推進

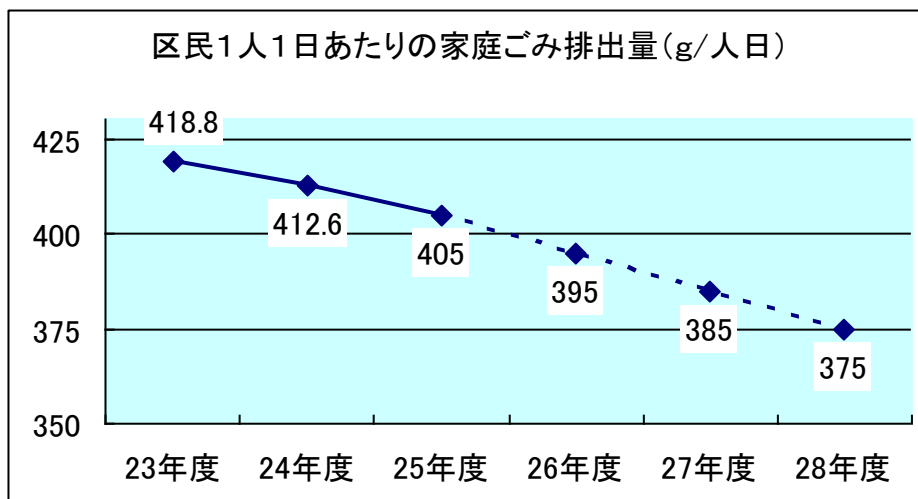


#### 【指標の内容、設定理由・根拠】

街路灯のLED化により省エネ効果を高めるとともに、不点灯の少ない安全な道路環境の整備を進めます。そのため、区道街路灯の6,088基（平成24年度末現在・装飾灯等を除く）におけるLED器具の設置数を指標として設定するものです。

街路灯の改修に合わせてLED器具への交換を進め、年間350基程度の設置を目指します。

### (3) 循環型社会の形成の推進



#### 【指標の内容、設定理由・根拠】

区では、平成23年3月に改定した「文京区一般廃棄物処理基本計画」(モノ・プラン文京)において、循環型社会の形成を目指し、ごみの減量等の目標に向け、区民への普及啓発やさまざまな3Rの推進事業に取り組んでいます。

モノ・プラン文京では、進捗状況を管理する基本指標に「区民1人1日あたりの家庭ごみ排出量」を用いています。この目標値を本計画のごみ減量の指標とし、家庭から排出されるごみ量(1人1日あたり)を毎年度10g減少することを目標とします。

#### 4 将来像の実現に向けた今後3か年の計画事業

区分	事業名	事業概要	所管部
	環境改善舗装	都市環境の改善を図るため、透水性舗装や排水性舗装等の環境改善舗装を実施する。	土木部
レ	みどりのふれあい事業	まちの緑化を推進し、環境負荷を低減させるため、緑化施設の助成や区民のみどりへの愛護意識を高める啓発事業を行うことで、緑被率の向上を進める。	土木部
レ	温室効果ガス排出抑制に向けた取組の推進	文京区地球温暖化対策地域推進計画(以下、「計画」)に基づき、温室効果ガス排出抑制の啓発活動等を行う。また、区の事務事業について、「文京区役所地球温暖化対策実行計画(以下、「実行計画」)に基づき、CO2 排出量の削減に取り組む。	資源環境部
	文京 eco カレッジ(低炭素社会、循環型社会等)	環境に配慮した持続可能な社会を区民と築くため、低炭素社会、循環型社会等に係る講座を体系的に実施し、人材の育成とともに区との協働化及びネットワーク化を推進する。	資源環境部
レ	ごみ減量と3Rによる循環型社会の形成に向けた取組の推進(モノ・プラン文京、普及啓発)	平成22年度に策定した一般廃棄物処理基本計画である「モノ・プラン文京」について、計画策定以降の法制度の改正や社会情勢等の変化に対応するため、中間年度に計画の見直しを行う。「モノ・プラン文京」に基づき、3Rの推進、発生するごみ量の抑制について、区民の意識の向上を図り、その啓発を広く効果的に実施する。	資源環境部
	新エネルギー・省エネルギー機器導入の促進	地球温暖化対策として、住宅等への太陽光発電等の新エネルギーや省エネルギー機器の導入を促進する。	資源環境部
	街路灯 LED 化事業	街路灯の改修に合わせて、省エネ効果の高いLED 器具を導入する。	土木部

	資源の集団回収支援	町会・自治会、PTA、マンション管理組合等の住民団体に対して、報奨金の支給など活動を支援することにより、資源（古紙、びん、缶、ペットボトル、古布等）の効率的な回収やごみ減量活動を促進し、区民意識の高揚を図る。	資源環境部
レ	資源回収事業	資源となるものを集積所や回収拠点、店頭回収拠点にて回収し、資源化することにより、資源の有効利用とごみ減量を推進し、循環型社会の形成に資する。	資源環境部
	事業系ごみ対策	法により事業者責任とされている事業系ごみについて、廃棄物の適正処理を事業用大規模・中規模建築物の所有者等に対して、ごみの減量やリサイクルの推進を進め、環境負荷の低減や循環型社会の形成を図る。	資源環境部

## 4-3 災害対策

### 1 将来像

#### 備えと助け合いのある災害に強いまち

区、区民、地域活動団体、NPO（非営利活動団体）及び事業者の各主体が、自らの命は自らが守る「自助」、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという「共助」及び区民の安全を確保する主として公的機関が行う「公助」の役割を果たし、連携しながら地域の防災力が高いまちを目指します。

### 2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成24年4月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定〈東京湾北部地震(M7.3)〉」では、本区の被害想定は、死者数253人、負傷者数4,217人、建物全壊3,602棟等、いずれも高い数値が示されました。

区の被害を最小限に抑えるために、平成25年3月に改定した地域防災計画に盛り込んだ対策を着実に実行するとともに、区や区民等が、自助・共助・公助の役割を果たし、連携しながら地域の災害対応力を高めることが求められています。

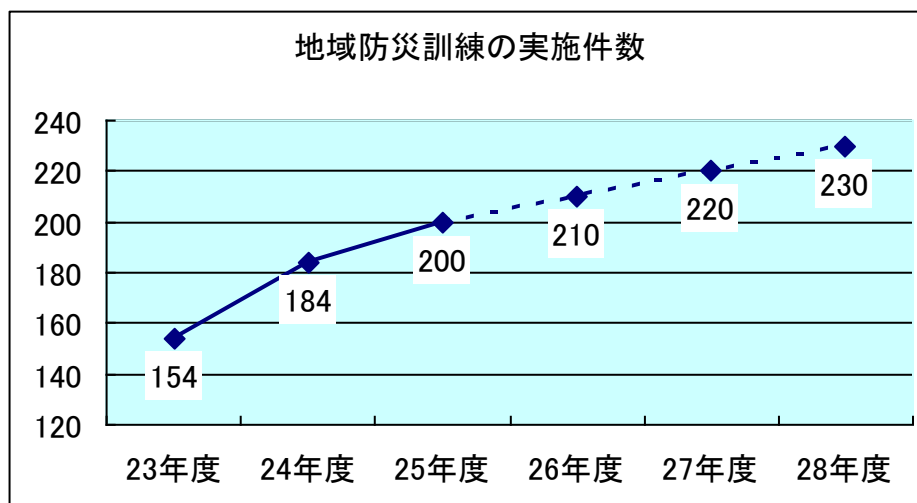
そこで、町会・自治会や避難所運営協議会等の防災組織に対し、防災訓練等への支援を実施し、区民一人ひとりの防災行動力の強化を図ります。

また、地域で主体的に活動するリーダーとなる人材を育成するため、防災士の資格取得を支援する助成制度を導入し、登録者数を増やしながら地域防災力の向上に努めます。

さらに、細街路の多い地域では、消防活動が困難になるばかりでなく、緊急車両等の通行にも支障が生じる場合があることから、細街路を4m幅員の道路に拡幅整備を進めるとともに、建築物の耐震化をはじめとしたハード面の強化など、総合的な防災対策を推進し、災害に強いまちの実現を目指します。

### 3 今後3か年の進行を管理する主な指標

#### (1) 地域主導の防災対策



#### 【指標の内容、設定理由・根拠】

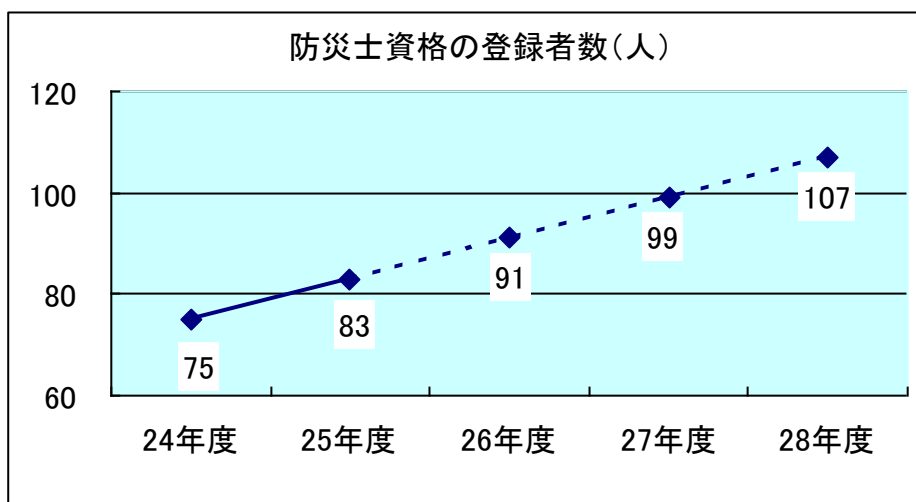
区民防災組織である町会・自治会等や避難所運営協議会、マンション管理組合等の防災組織に対し、防災意識の啓発や防災訓練等への支援を実施し、災害発生時における区民一人ひとりの防災行動力の強化を図るため、年間実施回数を指標とします。

24年度までは、防災課職員を指導者として実施する防災教室（起震車体験、煙ハウス体験、防災講話等）や、避難所運営協議会が実施する避難所運営訓練のほか、町会・自治会等区民防災組織が独自に実施する訓練を行いました。

25年度からは、中高層共同住宅等に対する支援に重点を置き、マンション管理組合等が独自又は地域と協力して実施する訓練に対して助成や支援を行います。

これにより、年間10件程度ずつ訓練実施の実績増を目指します。

#### (2) 地域防災を担う人材の確保

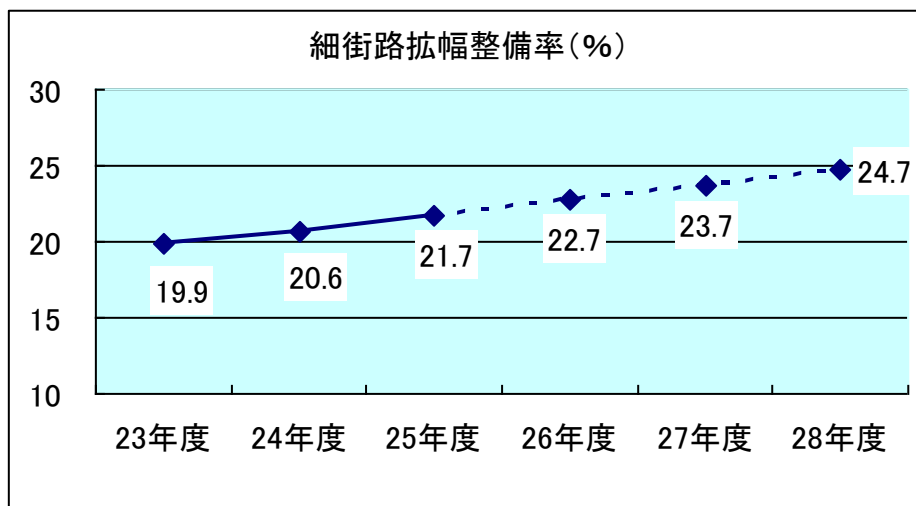


### 【指標の内容、設定理由・根拠】

避難所運営協議会及び区民防災組織が有効に機能するためには、地域で主体的に活動するリーダーが必要となります。区では、避難所運営協議会員及び区民防災組織の防災担当者等を対象として、次世代リーダーとなる人材を育成するため、防災士の資格取得を支援する助成制度を平成 25 年度より導入し、登録者数を増やしながら地域防災力の向上に努めます。

平成 25 年 3 月末現在、区内の防災士登録者数 75 名を基本として、区内 32 カ所の各避難所運営協議会に防災士を 1 名を配置できるよう、年間 8 名程度資格取得者を増やし、28 年度末までに 107 名の防災士の登録者を目指します。

### (3) 災害に強い都市の整備



### 【指標の内容、設定理由・根拠】

わたしたちの身近にある道路は、住みやすい環境を守り、災害時の避難路として重要な役割を果たしています。

しかし、区内には道幅が 4m に満たない道路が多く、緊急自動車の乗り入れや消防活動の妨げになるおそれのある箇所が数多く存在します。災害に強いまちづくりを進めていくためには、細街路を緊急車両の乗り入れが容易となる 4 m 幅員の道路に拡幅することが重要であることから、細街路の拡幅整備率を指標とします。

細街路を 4m 幅員の道路に、年間概ね 2.3km の拡幅整備を行い、細街路拡幅の整備率を 1% ずつ上昇させることを目標としながら、細街路拡幅整備率を 100% にすることを目指します。



#### 4 将来像の実現に向けた今後3か年の計画事業

区分	事業名	事業概要	所管部
レ	地域防災訓練等	<p>①起震車や煙体験ハウスを使用した各種防災訓練及び防災講演会を行う。</p> <p>②総合防災訓練を実施し、区民に対して「見せる」「体験させる」ことで、区民の防災意識の更なる啓発と知識の普及を図る。</p> <p>③地震等の緊急事態が発生した際、職員が応急対策業務と非常時優先通常業務の関係と重要性を理解し、適切かつ確実に業務を遂行できるよう訓練を実施し、職員の危機管理対応能力の向上を図る。</p>	総務部
	耐震改修促進事業	<p>建築物の所有者が、建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。</p> <p>特に、高齢者または障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。</p> <p>また、都条例により、特定緊急輸送道路に接する旧耐震建物の耐震診断義務化に合わせ、沿道建築物の所有者に対して、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の助成を行う。</p>	都市計画部
	区民防災組織の育成	<p>①区民防災組織等の活動を支援するため、自主的な地域の防災訓練に対して助成を行う。</p> <p>②区民防災組織に貸与している防災用資器材格納庫について、老朽化の著しいものから更新を行う。</p> <p>③初期消火体制の強化を図るため、区民防災組織に可搬式D級ポンプを貸与する。</p>	総務部
レ	避難所運営協議会運営支援	<p>①避難所運営協議会活動を積極的に支援し、活性化を図るとともに、実戦的な避難所運営能力のスキルアップを図る。</p> <p>②地域で主体的に防災活動を行うリーダーを育成するために、避難所運営協議会委員や区民防災組織の防災担当者を対象に、防災士の資格取得を支援する助成制度を実施する。</p>	総務部

新	中高層共同住宅の支援	災害発生時に中高層共同住宅の住民が安全に施設内にとどまることができるよう、備蓄品や資器材等の充実を支援するなどして、中高層共同住宅における防災行動力の強化を推進する。	総務部
レ	福祉避難所の整備及び充実	避難所で生活することが困難な災害時要援護者が避難することができるよう、民間の介護施設等を含めて福祉避難所を整備する。	総務部
	細街路の整備	建築基準法第42条2項道路(4m未満)に接する敷地に新築、改築、増築又は、工作物の設置を予定している建築主を対象に、建築確認の申請前に、後退用地の範囲及び管理・整備方法について協議し、建築物の竣工に合わせて道路の拡幅整備工事を行う。工事は原則区が行うが、条例や要綱に基づき、建築主等が自ら自主整備で行うことがある。また、申請に基づき拡幅部分における既存塀の撤去や水道メーターの移設等にかかる費用の一部を助成する。(自主整備は除く)	都市計画部
レ	災害時要援護者の支援	災害時に自分の身を守ることや避難することが困難で、災害時の避難誘導及び安否確認を希望する方を対象に、災害時要援護者名簿への登録を行い、区はあらかじめ登録者を管轄する警察署、消防署、区民防災組織、民生・児童委員へ名簿を提供する。 また、名簿登録者に対して、家具転倒防止対策事業等の促進を図るため、個別訪問を行う計画を立て、実施していく。	総務部
	災害ボランティア体制の整備	社会福祉協議会が災害時に設置する災害ボランティアセンターの体制整備を支援する。平常時から、スタッフを養成、組織化するとともに、区や関係機関との連携強化を図り、発災時に機能する体制づくりを進める。	福祉部
レ	災害協定の拡充	災害時には、各機関がそれぞれの所管事務又は業務に従って応急対策活動を実施するが、必要に応じて他の機関の協力を求めるなど災害対策に万全を期さなければならない。このため、防災関係機関との連携・協力により、被災していない他区や公共的団体、民間の協力を得て、災害対	総務部

		策を強化・充実していく必要があるため、各機関と協定を結び、災害時に備えている。	
	<b>災害時医療の確保</b>	大規模災害の発生に備え、災害医療救護体制の整備充実を図る。また、医薬品の備蓄や医療資機材の更新を行っていく。	保健衛生部

## 4-4 防犯・安全対策

### 1 将来像

#### みんなで作る、犯罪や事故の一番少ないまち

だれもが安全に安心して暮らせるよう、地域ぐるみで支え守り合う自主的な防犯・安全活動が積極的に行われているとともに、被害に遭わない、遭わせない都市の整備が進んだ、犯罪や事故のないまちを目指します。

### 2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

平成24年の区内刑法犯認知件数は2,028件であり、23区で最も少ない件数を継続していますが、窃盗や振り込め詐欺などの身近な犯罪は後を絶たない状況です。また、平成24年の区内交通事故死傷者数は、837人であり、引き続き減少傾向にあります。また、高齢者の事故や自転車に関する事故が目立っています。

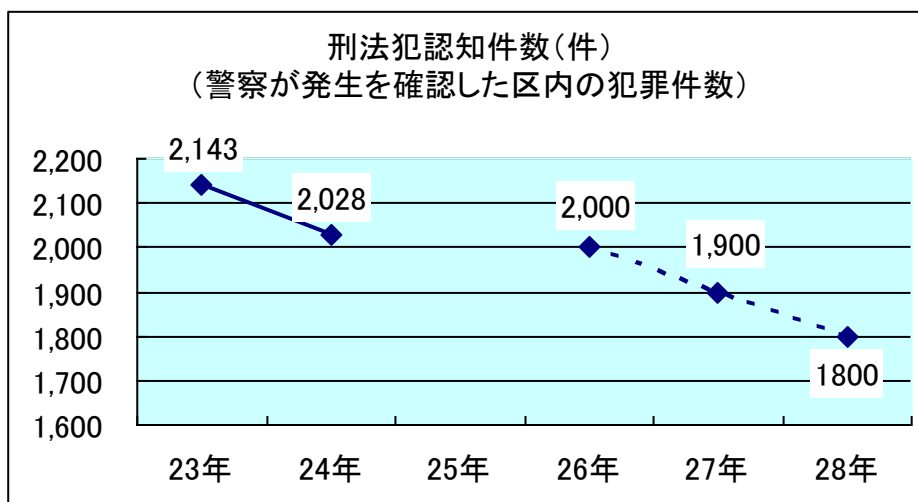
そこで、安心・防災メール等を活用した積極的な情報配信を進めるとともに、自主防犯パトロールカーの運行など、区民主体の防犯活動を支援します。

また、町会等の地域活動団体が区内において自主的かつ積極的にその取組を行っていただけるよう、推進地区を指定し、様々な活動支援を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

さらに、児童及び生徒に対する自転車運転免許証の発行等や、コミュニティ道路整備などを通じて、総合的に交通安全対策を推進します。

### 3 今後3か年の進行を管理する主な指標

#### (1) 安全で安心して暮らせるまちづくり



#### 【指標の内容、設定理由・根拠】

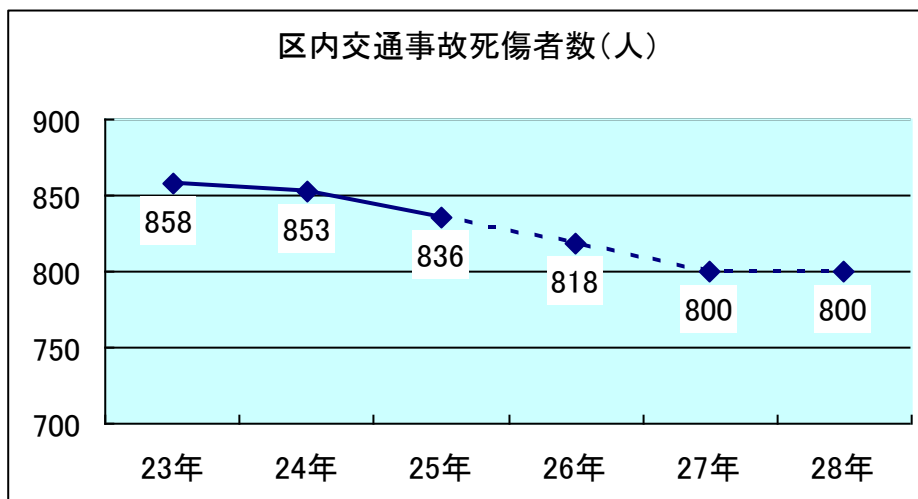
刑法犯認知件数とは、刑法犯罪として警視庁が認知した件数をいいます。

この数値は、区内における犯罪発生状況の目安となり、件数(=犯罪)が少ないということは、安全に安心して暮らすことができる地域であることの指標となります。

これからも引き続き、23区で刑法犯認知件数の一番少ない、安全で安心な区を目指していきます。

今までの実績数から、今後も着実に防犯対策を行っていくことで件数を減らし、平成28年までに1,800件を切ることを目標とします。

## (2) 交通事故のない社会

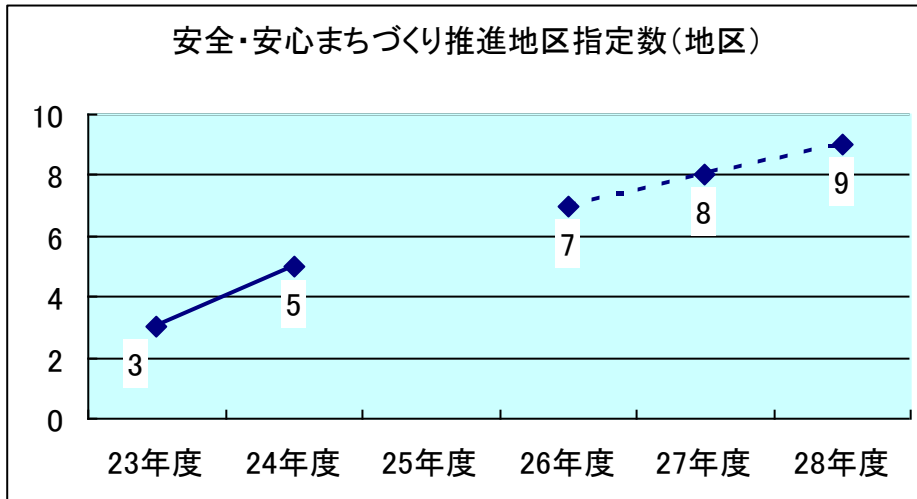


### 【指標の内容、設定理由・根拠】

交通安全協議会の開催、年齢層別交通安全教室、自転車実技教室による自転車免許証等の発行、周知用資機材整備、区民の集いの開催などにより、交通安全意識の浸透を図るとともに、安全で快適な道路環境の確保を通じて、23区で交通事故による死傷者数の一番少ない、安全なまちの形成を目指します。

交通事故のない安全で快適な社会を実現するために、交通安全意識の啓発や、安全で快適な道路環境の整備により、区内の交通事故死傷者数を低減していくことを目指します。

(3) 安全で安心して暮らせるまちづくり



【指標の内容、設定理由・根拠】

安全・安心まちづくり推進地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、地域において自主的かつ積極的に活動を行っている団体からの申請により、その地域を特定の施策を推進する地区として指定するものです。

この指定数は、区内における安全・安心まちづくりに対する区民等の意識及びその活動の広がりを示す目安となり、指定地区数が増えることは、区民の安全に対する意識が高まり、安心して暮らせる地域であることを示しています。

平成18年度の2地区の指定から始まり、近年、区民の防犯に対する意識が高まりを見せており、現在5地区を指定しています。この流れを受け、地域活動センターで行われる町会会合等で本制度の周知を図ることなどにより、着実に地区指定数を増やしていくことを目標とします。

#### 4 将来像の実現に向けた今後3か年の計画事業

区分	事業名	事業概要	所管部
	安全対策推進	文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、協働・協治の考えの下、安全・安心まちづくり協議会における推進地区の指定や、防犯パトロール、メール等による情報発信など、地域の安全対策を推進する。	総務部
	交通安全普及広報活動	①第11次交通安全計画の策定、②交通安全協議会の開催、③自転車免許証等の発行、④周知用資機材整備、区民の集いなどの広報活動などを展開する。	土木部
レ	総合的自転車対策の推進	自転車を主要な交通手段として位置付け、放置自転車対策のため、放置自転車の撤去、駐車場の整備、レンタサイクル事業など総合的対策を行う。	土木部
	コミュニティ道路整備	幹線道路等に囲まれた地区内において、歩行者等が安全かつ安心して利用できる道路環境の整備を図るため、地域住民等からなる協議会にて整備計画を検討し、面的かつ総合的な交通安全対策を行う。	土木部
	橋梁アセットマネジメント整備	橋梁アセットマネジメント基本計画に基づき、橋梁の点検・修繕・架替等を行う。	土木部